

令和3年6月1日

令和3年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

令和3年第2回（6月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和3年6月1日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃	10番 和田 勝弘
11番 出口 実	12番 道工 晴久	

欠席議員1名、 欠員0名、 傍聴13名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年6月1日から22日(22日)

○会議録署名議員

2番 谷崎整史 3番 奥野 学

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第2回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は11名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。2番、谷崎整史君、3番、奥野 学君、以上2名の方をお願いをいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月1日から6月22日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月1日から6月22日までの22日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、令和3年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月25日に発出された新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は、6月20日までの期間の再延長が決定されました。

感染症によりお亡くなりになられた方、お一人おひとりのご冥福をお祈りするとともに、感染された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

また、住民の命と健康を守るため、最前線でご尽力いただいております医療従事者をはじめとする関係の皆様へ改めて心より感謝申し上げます。

本町におきましては、現在65歳以上の皆様のワクチン接種事業を進めております。予約受付を開始した当初はコールセンターが混雑し大変ご不便をおかけしましたが、現在では順調に接種が進んでおり、5月30日時点においては約2,000の方が既に1回目の接種を完了いたしております。

また、現時点での今後の予約状況につきましては、1回目、2回目の接種を含めた概算でございますが、既に約7,000件の予約を受けております。

今後につきましても、予約の受付を継続し、希望される65歳以上の方が7月末までに接種できるよう引き続き国や大阪府、医療機関の皆様と連携し、迅速かつ的確に事務を進めてまいります。

議会の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和2年度岬町一般会計補正予算（第11次）など専決処分の承認についてが3件、令和3年度岬町一般会計補正予算（第3次）についてなど補正予算についてが2件、コミュニティバスの買入れに係る動産買入れ契約の締結についてなど事件案件についてが3件、附属機関等の会議の特例に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてが1件、岬町国民健康保険条例の一部改正についてなど条例の一部改正についてが2件、令和2年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてなど、報告についてが2件、以上、議案11件、報告2件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

なお、本日の一般質問は新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び換気をしながら行いますので皆様のご協力よろしく願いいたします。

また、質問者、答弁者のマスクの着用については各自の判断にお任せいたします。

マスクを着用されますと聞き取りにくい場合がありますので、できるだけマイクの近くで質問及び答弁をゆっくりと大きな声でお願いをいたします。

それでは、竹原議員の答弁者のみ残っていただいて、他の方は退席をお願いいたします。

それでは始めます。初めに竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃です。ご指名いただきました道工議長、発言の機会を与えていただきありがとうございます。

また、本日はさきの全員協議会で報告のあったように、岬町の将来を担う若手職員が研修として傍聴に入っておられるとお聞きしております。本日の研修をより良いものにするためにもトップバッターとして頑張りたいと思います。

内容に入る前に、新型コロナウイルス感染において、本年2月、3月頃から第4波が当町でも猛威を振るっております。

感染に苦しんだという声と、残念ながらお亡くなりになられたというお話と、未だに闘病しているというご連絡も私の支援者からお聞きしております。

お亡くなりになられた方にはご冥福を、闘病中の方には一刻も早く危機を脱していただきますようお祈り申し上げます。

現在、先ほど町長の報告にもあったように、当町におきましても高齢者の方からワクチン接種が順次進められ、与田病院を中心としてそれぞれの医院、町医者さん、クリニックにおいて大変な作業をさせていただいております。

医療従事者の皆様にお礼申し上げるとともに、地域住民の皆様が滞りなくワクチン接種を受けられるよう、地域から選ばれた議会議員としてこれからもしっかりと職責を全うしていきたいと考えています。

以上が前置きとなります。

私の一般質問は6月を産業活性化の分野に充てており、今回は二本立てで、前半部分を新型コロナによって大きな影響を受けたであろう事業者、商売について活性化策の提案をさせてもらうというのが1点です。

また、後半部分では、コロナがあったからこそ見えてきた岬町の課題をある方法によって地域の活性化につなげていくというのが内容となっています。

理事者の皆様には簡潔に明快な答弁をお願いしたいと思います。

それでは、内容に入ります。

まず初めに、(1) 町内飲食店への事業活性化策についてですが、私自身は商工会青年部のつ

ながらや地元消防団員との交流の中で、友人知人に商売人が多く、それぞれの事業者にお話を聞いてみると、ほとんどの業界において売上高の減少と聞き及んでいます。

その中でも、一番影響を受けているのは飲食店ではないかと感じております。

岬町にはもともと飲食店が少なく、事業者の撤退や廃業は今後のまちづくりにも影響が大きいのではないかと考えております。

飲食店の中にも事業規模の大小があり、国の持続化給付金や大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金による支援は金額が一律の支援であり、事業者の大小を反映しているとは思えません。

小規模な事業者には手厚いけれども、多くの従業員を抱えるような事業者には厳しいものではないでしょうか。

そこでお聞きします。岬町において、事業者に支援を行ってきた実績があらうと思います。どのような支援であったのか、おさらいの意味を込めまして答弁をいただきたいと思います。

行ってきたこと全て、また、これからやろうとしていることを含めご回答をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 竹原議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言はこれまでに、令和2年4月と令和3年1月に発出され、町内飲食店の皆様には休業要請や時短営業など感染拡大を防止するための要請がなされました。

また、変異ウイルスの新規感染者が増加したこともあり、4月23日には第3回目となる緊急事態宣言が発出され、当初5月17日までであった期間が5月31日まで延長され、その後に各都道府県知事の要請もあり、5月31日までとされていた期間を先日5月28日に6月20日まで再延長すると決定し、発表されました。

これによりまして、大阪府ではこの間、これまでの協力で一定抑止効果があったものと判断されたものの、酒類、またカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請、それ以外の飲食店には時短営業などの要請がさらに延長されておりまして、飲食店を初めとする多くの事業者が事業経営や事業継続において深刻さを増す状況が続いております。

さて、議員ご質問のこの間における町独自の支援策につきましては、岬町事業者支援金事業を実施したところとなっております。

この支援金は国の持続化給付金や大阪府の休業要請支援金、または休業要請外支援金の対象要件に当てはまらなかった町内事業者の皆さんを支援する目的で実施したものでございます。

国や大阪府の制度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う売上減少幅を前年と比較して50%以上としていたことから、本町ではその減少幅を1%から50%未満と設定し実施したところでございます。

これにより、国や大阪府の制度の対象とならなかった町内事業者43件の皆様にこの制度をご活用いただいたところとなっております。

さらに、岬町暮らし応援商品券事業を実施いたしました。この事業は、新型コロナウイルス感染症の防止のため、不要不急の外出自粛に伴い、家計や地域経済に与える影響を鑑み、家計を支援するとともに地域における消費を喚起し、住民の皆様と町内飲食店等の皆様に支援するため、1枚500円を10枚綴りにした住民一人当たり5,000円分の暮らし応援商品券を配布したものでございます。

この事業では、町内全ての住民の皆様に配布いたしました商品券交付枚数が15万3,800枚で、そのうち実際に使用された商品券の枚数は15万1,703枚でございます。

また、町内飲食店等の皆様には、この商品券の利用可能な店舗としてご協力を募り、飲食店を始めとした115の町内事業者の皆様にご協力をいただき、最終的な商品券の利用額は7,585万1,500円となりました。

なお、この間の緊急事態宣言等による影響を重く捉え、さらなる支援対策の必要性から、先の5月25日の臨時議会で新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の対象外となった町内事業者の皆様に対する町独自の支援策とした第2弾目となる岬町事業者支援金事業の補正予算の承認を得ることができましたので、この事業を迅速に実施するため、現在、準備を進めているところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 吉田理事から岬町独自の支援内容をお聞きしました。

現在進行形の事業もあるということで一刻も早くまとめていただきますよう要望させていただきます。

しかし、限られた財源をどのように活かしていくかということで、事業者支援というのを町から予算措置するというのはかなり難しい。事業の中でも事業の規模を反映するのはとても難しいことだと感じております。

そこで、そういった支援ではなく、コロナ後に、コロナが収束した後に、岬町住民自身が町内飲食店で消費をすることにより、その事業者が潤う仕組みを考えることで財政支援と同じか、それ以上の効果があるのではないかという提案をここで二つさせていただきたいと思います。

そのうちの一つ目が、以前に地方創生メニューで同窓会開催への補助金というのがありました。昨年、使おうと思い調べてみたらなくなっていました。

そこで、質問です。この事業がどのようなもので、どのような実績で、どのような課題があったのか。また、併せまして、この事業の対象を広げ復活できないかをお聞きかせいただきたいと思います。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田 武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、地方創生の取組として平成29年度に本町出身者が参加する同窓会の開催に対して補助金を交付した実績がございます。

補助要件ですが、1件当たり5万円を上限に対象者については20歳以上45歳未満で10人以上の男女の出席者で開催される本町内の卒業生で、学級、学年、学校などの単位で開催されるものを条件としております。

平成29年度の実績は1件5万円を交付しており、恩師を含め100名の参加がございました。

補助金の目的につきましては、若者の活用場を活用し、本町のまちづくりに関する情報交換や移住定住化等の促進を図ることを目的としており、飲食店への事業活性化につきましても町内の飲食店を活用することで町内の消費拡大にもつながり、地域経済の活性化にも一躍を担っており、一定の成果もあつたと考えております。

平成30年度以降につきましては、婚活イベントを中心に事業の見直しを行ってきたところでございますが、本町におきましても人口減少は住民生活や地域経済に大きく影響を与えるものであり、本町における最大の課題でもあります。

Uターンや定住促進するためには地元の親しい友人から岬町の暮らしの良さを改めて伝えていただくなどの働きかけが効果的であると考えており、同窓会がUターンや定住について語り合っていたくきっかけとなり、併せて町内の飲食店などの地域経済の活性化も図られることから対象者などの補助要件を含め検討したいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 再開に向けて検討したいとの答弁でありました。

以前の同窓会用の補助金の目的は町内飲食店事業者対策というより、ふるさと愛を育てる、また若者に岬町にとどまってもらうといったことが狙いであつたとのことでした。

年齢も45歳までなど適用条件がいろいろあつて、全てを満たすのが難しかったのが実際のところと思っており、適用は1件のみであつたというご回答でした。

今回、私が提案しているのは同窓会という名の下、町内飲食店事業者への経済対策のほうに重きを置き、年齢条件を撤廃し、あらゆる年代の方に広く門戸を開いてコロナ自粛の反動による個人消費を町内飲食店で支出してもらうことを狙いとするものです。

しかし、その効果は飲食店対策だけではなく、未来への投資、まちづくり、人づくりへとつながるものと言えると思います。

当初の目的と外れていないとも思っています。人が寄ってこそ何かが生まれます。それは、現在自粛中の私たちが一番よく知っていて、それを願っていることではないでしょうか。

そして、その同窓会を開催するきっかけとして二つ目の提案がございます。

二十歳の門出を祝う成人式、成人の日、最近その取組とは別に、その10年後の30歳を機にふるさとに集まる30歳の成人式、もしくは30歳の集いというのが全国的に広がりを見せています。

私が以前から一般質問において、岬町へのUターン支援を提案してきましたが、その具体策の一つとして可能かどうか調べていただきたいと思います。

通告しておりましたので、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田 武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

若者が町へUターンするきっかけとなるような取組については大変重要であると考えております。

議員ご提案の30歳の集いについては、二十歳の成人式から10年が経ち、社会に出て仕事を始め、また結婚し、子育てに奮闘、新たな生活をスタートさせるなど、様々な経験を積んでいる年代であると考えられます。

30代のスタートを切る節目の年に懐かしい仲間や町で会う機会をつくることで地域とのつながりを再認識し、よりよい30代を過ごせる機会づくりは岬町への愛着をより深めることになり得ると考えております。

また、併せて町内での消費活動の促進、ふるさと回帰による交流人口の増加、定住の促進など地域活性化にもつながるものと考えております。

現在、本町では第5次岬町総合計画に基づき、みんなでつくる恵み豊かな温もりの町みさきをまちの将来像と定め、その実現のため少子高齢化や人口減少など、町の課題への的確な対応と総合的なまちづくりを進めることとしており、基本方針の一つとして定住交流施策を進めております。

議員ご提案の30歳の集いについては、Uターン促進につながるとともに地域活性化に寄与するものと考えられることから、本町においても先進地事例を参考に調査研究、また検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 検討していくと答弁をいただきました。

同窓会とは、音頭を取る人材がいるかいないかで集まりがあるかないか決まると言えます。

そうではなくて、今回、成人式の10年後に町が主催し、30歳の集いを開催することで町に残っている者、出ていっている者、それぞれが徐々に顔を合わすとふるさとの魅力の再発見、人と人のつながりを確認でき、この町をこの岬町を何とかしようという若者が出てくるのではないかと考えています。期待もできると思います。

また、未婚者におかれましては出会い、再会が次のステップへ続くきっかけづくりとして期待できます。参加率も高くなるのではと思っています。

一度同窓会的なものを行っておくと、その次の同窓会も開催しやすいといった面もあります。

また、集いの後には町内飲食店での消費も見込めるということなので、ぜひ前向きに進めていただきたい。

二十歳のときには入れないお店でも、30歳になったら入れるお店もあるかも知れません。そういうことも含めましてお願いしたいと思います。

前半部分の質問をこれで終わり、次に、大きな2番、行政情報の発信について質問します。

現在、毎日毎日、町長の声による防災行政無線にて緊急事態宣言下におけるコロナ注意喚起の放送が実施されています。

町民の反応として、毎日の放送ご苦労様とありがたがってくれる住民もいる反面、大分聞き飽きてきたという声もお聞きしたり、また、放送自体が大音量でやかましい、また、逆に音が小さくて聞こえないという声もたくさんあります。

これ、一つの課題でございます。

防災行政無線は、本当に緊急なことだけに特化して使用すべきではないかというのが私、持論として思っており、住民に必要な情報、住民が知りたい行政情報をいろいろな伝達方法で適切に届けられるよう発信する方法をいま一度見直してはどうかというのが質問の趣旨となります。

まずは、現在、行政情報の発信は防災行政無線をはじめ、月初に配布される岬だより等ありますが、その他を含め、どのように行われているのか、現時点での状況を確認させていただきたいと思います。ご回答をお願いいたします。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の行政情報の発信は広報誌である岬だより、自治区による回覧や各戸配布、インターネット上の公式ホームページやSNS、またケーブルテレビの活用やタウンミーティング、防災行政無線などにより広く住民の皆様へ行政情報を提供しております。

その中で危機管理担当が所管しております防災行政無線システムにつきましては、災害時等において町民の皆様には防災情報や緊急情報などの重要な情報を正確、迅速に放送・伝達するという大きな目的を担っております。

防災情報には、町が発令する避難指示などの避難情報、また全国瞬時警報システム、Jアラートによる内閣府や消防庁、気象庁から配信される緊急地震速報や武力攻撃情報などの緊急情報があり、受信した際には自動的に無線システムを起動させ、瞬時に屋外拡声子局に配信し、放送いたします。

その他、火災時の放送としてサイレン及び火災位置情報を放送します。

また、平常時においては、行政情報としまして防犯情報を始め、地域や生活に関わる情報の提供に活用しております。

なお、放送内容をもう一度確認したい場合は、フリーダイヤルの自動電話応答サービスにて確認することができます。

このように、防災行政無線はその性質上、全ての住民の皆様には放送をお届けするシステムであることから、人々の生活様式や住環境だけでなく、百人百様の意見等、多様化している現在、平常時の放送では簡潔明瞭な内容、表現にすることに努め、皆様から頂きます様々なご意見に対し配慮を行いつつ、ご理解をいただきながら、町として真に必要な放送を行っていきたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 増田危機管理監から詳しく説明をいただきました。

説明をお聞きして、防災行政無線の役割というのをいま一度理解するところでございました。

また、内容にもありましたが、やはり防災行政無線においては文字数が限られるというか、あまり長い話ができないと言うか、やはり緊急性が高い、そこに特化していただきたいというのが問題でございます。

高齢化率の高い、高齢者の多い岬町において、そういう放送もいいのですが、ネットの普及というのものなかなか難しいのではというように感じており、従来から親しみのある方法でしっかり

と内容を説明できる、そういう点においてFMラジオ放送を使った伝達方法を用いることができないか、ご提案させていただきたいと思います。

通告させていただいておりますので、担当では、どのように考えられているのかご答弁をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、ご提案いただきましたFMラジオ放送局の設置についてでございますが、地域に密着した情報を提供できるようにと、平成4年1月に国が制度化したコミュニティFMラジオ放送が適当であると考えております。

放送エリアについては市町村単位に限られるため、地域独自の情報を多く取り上げたり、地域の活性化に役立つ放送内容が求められるなど、特に地域住民へのきめ細かな提供が必要とされる防災・災害情報を迅速に届けることができるので、重要な情報伝達取得手段の一つに数えられ全国で急速に普及が進んでいると聞いております。

また、コミュニティFMの主な利点は、FMラジオがあれば誰でも聞くことができることです。暮らしに密着した地域情報や防災情報を提供することにより、住民の豊かな生活の向上と安全・安心のまちづくりを目指し、農業、商工業、観光、経済、文化など、各分野における有効な情報を発信して地域の活性化に役立つものと考えております。

しかしながら、コミュニティFMを活用するには、本町でFM局を設立する必要がございます。

設立にはスタジオ、放送機材、送信機及び鉄塔の建設等の多額の費用がかかり、また、会社を設立し、放送局を運営していくには人件費、維持管理などランニングコストもかかってまいります。

一般的には、コミュニティFM局の設立には8,000万円程度必要であると聞いております。

議員ご提案いただきましたFMラジオ局設置については、まちの新たな情報提供手段として有効であるとともに、住民の皆様の情報共有ツールとして活用できるものであると考えております。

本町は、本年4月より過疎地域の指定を受けております。過疎地域における先端的情報通信技術を活用した地域振興の取組などの活用が可能であるか調査するとともに、先進的な取組など調査研究して検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 コミュニティFMとは市町村単位で免許を取り、FMラジオ局を開設するものです。

2019年4月時点において、全国で326局が放送していると聞いております。

放送法施行規則において、市町村の一部の区域の需要に応えるための方法と定義されているというおり、主に地域情報を発信されています。

事業形態はこのように自治体が主導する第三セクターのような形もあり、地元商工会議所や商工会を利用する方、また、地元企業が主導する方、またNPO法人型などがあり、発信される情報というのはその地域に関する生活情報を中心としたものとなっており、番組に出演するパーソナリティーやゲストの方も地元の方が多く、地域密着のメディアとして活性にも貢献されるであろうと考えています。

先ほど、予算的なところも調べていただきましたが、かなりハードルが高いこともございます。

しかし、また違った側面として、東日本大震災や熊本・大分地震、北海道東部地震では発生直後から被災地エリアのコミュニティFMが詳細な情報を発信しながら被災者の生活に寄り添い詳細な地域情報を伝え続け、その活躍ぶりを目の当たりにしたところでございます。

田代町長は豊かな未来を合い言葉にまちづくりを進めていくご覚悟がおりと存じております。

現在、務められた3期において第二阪和国道の開通や道の駅みさきの開設、海岸連絡道の整備、インフラ事業とたくさんありました。

次の任期の間にはみさき公園や関電跡地の企業誘致にも頑張っていたいただきたいと思いますが、住民の皆様暮らしに寄り添った視点を充実させていただきたいと思っております。

地域FMはローカルだから面白い、面白ければ聞く、話したい方も増える、協賛したい事業者も増える、どこから見ても岬町は面白い町だと認識してもらえる。行政の情報を隅々まで届けることで好循環が生まれ未来が豊かになっていくのではないのでしょうか。

その点に関しまして、また、本日、私の一般質問全般におきまして田代町長にご自身の口から一言頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員さんの一般質問についてお答えさせていただきます。

いろいろと岬町のまちづくりについて、また、安全・安心のまちづくりについていろいろとご質問いただいたことに感謝申し上げます。

まちづくりを進める中で、非常に難しいのは、やはり全国的に少子高齢化になかなか歯止めがかからないというところがあって、そんな中で子育て支援とか、そういった人口増につながる、そういった施策を掲げると同時に、施策を進める上で財政面が大変重要なんですよね。

財政と施策とがともに同じレールの上で計画を立ててやっていくということが一番の前提条件になってくるかと思えます。

そんな中で、FMラジオ放送についてのご質問なんですけれども、これは確かにおっしゃるとおり、非常時の場合、また町のPR、そういったことについては最近マイカーの方がたくさんおいでですので、そういった意味では、やはりPRとしてはより効果的なシステムかなと思っております。

できるだけ、あらゆる方策を講じて、最近はJ：COMさんがいろいろとまちの課題を取り上げて、今までは泉州地域を中心に情報発信を行っていただいていたのですけれども、今後、J：COMさんと今、相談させていただいているのは北摂、言わば北のほうですね、北のほうにもそういった南の端の岬町のPRができるようにということで、今、話を進めている最中であります。

それに伴ってFMラジオ放送も一度検討、和歌山のほうにはありますので、一度検討して、できるだけ情報発信できる、また災害におけるところの非常時の放送、そういったものを含めて検討してまいりたいと、このように思っております。

そういったPRをすることによって、私たちのまちが本年4月より過疎地域の指定を受けましたが、それによって、また国の支援策もありますので、そういうことも含めて十分検討していきたいと、このように思っております。

若い世代の職員も入っておりますので、職員一丸となって頑張ってもらいたいと、このように思っております。

よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町長から力強い言葉を頂きました。

お金のかかる事業ではございます。しかし、過疎指定の地域振興にも盛り込めるなら、あとはするかしないのかの問題でございまして、先ほども言っていただきましたが、町長が育てた幹部職員や本日、傍聴に来ていただいている若手職員を始め、当町には若手職員が多くおられます。

彼ら、彼女らの知性も存分に使いながら一丸となって取り組んでいただけたらと思います。

そうなれば、私もより一層協力できると自負しておりますので、どうかよろしく願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は10時50分からとします。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 議長の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。

私は、令和元年と2年の2年間は議長を務めさせていただきましたので、2年ぶりの一般質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

答弁者の皆様方におかれましても、単純明快な答弁をお願いいたします。

質問を始める前に、本日6月1日より20日までの20日間、再度、緊急事態宣言が延長されました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

また、現在療養中の皆様の早期回復を心よりお祈りいたします。

そして、医療従事者を始めとする住民の命と健康を守るため、日夜ご尽力されております皆様に改めて心より敬意を表するとともに感謝をいたします。

それでは、1点目の質問は、新たなみさき公園の整備に向けて、これまでの対応を検証させていただきます。

令和3年4月30日現在、公募事業者が全くないと、さきの全員協議会で確認しました。

まず、住民の皆様方を始め、近隣市町の方々もみさき公園が閉園後どうなっているのか、いつから再開してくれるのかなどと問われる声がたくさん上がってまいります。

町長始め、理事者の皆様方にも当然同じ質問をされることが度々あると思います。

詳細をお聞きする前に、都市公園法における都市公園の定義はどういうものなのか、改めて再確認させていただきます。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問に入る前に都市公園の定義等について再確認ということでございますのでお答えさせていただきます。

都市公園とは、公営公園、及び地方公共団体が設置する公園及び緑地とされております。

国土交通省より示されています都市公園法運用指針では、都市公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性

の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設であるとされています。

さらに都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動等を行うことを目的とする施設でありますことから、原則として建築物によって建蔽されない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものであるとされています。

ただし、休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設など、公共オープンスペースとしての機能を有すべきという都市公園に対する要請を勘案してもなお、都市公園の利用増進、防災性の向上等の観点から必要と認められる施設については、建蔽率の基準の特例が設けられているものとございます。

このように、都市公園法による基準等の制限がありますことから、例えば、都市公園内全体を遊園地やテーマパークにすることなどはできません。

本町はこれまでも繰り返しご説明してまいり、都市公園の設置者として、こうした都市公園法における基準等を遵守しながら都市公園を存続させていくために、新たなみさき公園を緑地等の自然を生かした、広く住民の皆様が親しまれにぎわいのある公園とするために、新たなみさき公園づくりの事業を推進しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいまの答弁によりますと、都市公園法による基準の制限があり、都市公園全体を遊園地やテーマパークにはできないということでもあります。

私は全く認識不足でありました。USJや東京ディズニーランドのようなテーマパークをメインに移し、今まで以上のにぎわいをつくれればいように考えておりました。

頭の中を全くリセットし直して質問させていただきます。

令和2年3月に、南海電鉄と岬町とでみさき公園運営事業撤退に伴う基本協定が締結されました。

協定締結後からコンサル事業者との契約前までに、どのように進めてこられたかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

令和2年3月、南海電鉄とみさき公園事業撤退に伴う基本協定書を締結し、本町はこの基本協定書に基づき公園用地及び必要な公園施設の無償譲渡を受けるとともに、園内における公園施設

の撤去及び動物の退園に必要な期間は休園することとなりました。

その後、これらに係る詳細な協議を繰り返し、現在はほぼ全ての業務が完了しつつある状況となっております。

また、これと併せまして、駅前広場から入園ゲートまでの間の駐車場や緑地帯、広場等は町において維持管理をしております。

こうした中、本町はみさき公園を都市公園として存続する方針の下、まちの活性化の拠点となる新たなみさき公園につきましては、民間事業者の資金、経営能力等を活用しながら整備、管理運営を行うこととし、この民間事業者については一般公募方式により決定することを前提として事業を進めることといたしました。

また、これを具体的に進める期間につきましては、南海電鉄の園内での撤去作業等に必要な休園期間中に公募手続を実施し、事業者を決定したいと考えました。

こうした考えから、まず新たなみさき公園の全体像やイメージを示す必要がありますことから、住民の皆様や利用者の皆様を対象にしたアンケート調査を実施するとともに、タウンミーティング等で頂いたご意見等も合わせて集約し、新たなみさき公園の基本的な方向性の取りまとめを行いました。

また、民間資金やノウハウを生かすための事業スキームの検討も進めました。

本町は公園管理者であります。南海電鉄に公園運営の全てを委ねてきましたことから、公園運営のノウハウの蓄積がなかったこと、また厳しい財政状況から公園整備に必要な財源確保が難しいことから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI事業として、民間事業者により、本町の示す新たなみさき公園づくりの基本的方向性をもとに公園全体を独立採算により整備、維持管理運営を行っていただくこととした新たなみさき公園の事業の概要を取りまとめたところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいま、コンサル事業者との契約前までの作業の説明をしていただきました。

その後、コンサル事業者から新たな公園事業者を公募するための支援業務、2,605万円の高価な予算を組み、コンサル事業者との委託契約を締結していますがコンサル事業者はどこでしょうか。

また、契約後の検討内容をお尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 コンサル事業者契約後の検討状況についてお答えさせていただきます。

さきにご説明いたしました新たなみさき公園事業の概要により、新たなみさき公園づくりの基本的な方向性を示しながら、PFI事業として推進するに当たりまして、その実施に必要な技術的支援を受けることを目的として、専門的知見を有するコンサル事業者である国際航業株式会社と委託契約を締結いたしました。

この契約は、先行して契約いたしました新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務、契約額にいたしまして750万2,000円と、その後新たなみさき公園の民間事業者選定支援業務、契約額が2年間で1,834万8,000円を契約し、実施しているところでございます。

これらの業務と、この後、説明いたしますPFI事業者選定審査委員会の開催等の経費であります20万2,000円を合わせますと、議員お示しの2,605万2,000円となります。

新たなみさき公園の民間事業者導入検討業務の内容についてご説明いたします。

まず、新たなみさき公園事業の概要に基づき実施した際の本事業の市場性の有無や民間事業者の意向等を把握することを目的にいたしましたサウンディング型市場調査を行いました。

その後、この調査結果を踏まえ、新たなみさき公園事業の概要について、収益性の低い森林エリアの検討及び公募スケジュールでの約3か月間の延長などの所要の見直しを加えるなど、本事業がPFI事業として導入することの可能性の評価を行い、令和2年12月25日で委託業務を完了しております。

引き続き、新たなみさき公園整備運営等の事業者公募に向けた支援であります、新たなみさき公園の民間事業者選定支援業務の契約をし、その内容といたしましては、PFI事業として進めるのに必要な本事業の実施方針及び要求水準書の作成と公表手続、その後の特定事業の選定、募集要項の策定等の支援、事業者選定、事業契約締結などの支援業務等を行うことを委託業務の内容としており、現在は事業者選定段階における必要な技術支援を受けているところでございます。

なお、先般の第1次審査、いわゆる参加資格審査の受付期間においては1社の応募があったものの、参加資格要件を満たしていなかったことから、現在、再公募に向けた見直し作業を行い、コンサル事業者とは残りの業務内容を再確認し、契約期間の延長等の調整を行っているところでございます。

また、こうしたPFI法に基づく諸手続により本事業のPFI事業者を選定するに当たり、競争性、公平性、透明性を確保するため、学識経験者で構成する岬町PFI事業者選定審査委員会を設置し、これまでに本事業の基本的な方向性や事業スケジュールなどの事業スキームの説明を行い、PFI事業として必要な手続であります本事業の実施方針案や業務要求水準書案、並びに事業者選定方法及び選定基準案などをご審議いただいたところでございます。

また、今後の優先交渉権者の選定まで専門的な見地からご審議いただく予定となっております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいまの吉田理事の答弁で、第1次公募受付において応募事業者がなかったとの答弁がありました。

改めて公募内容の見直し作業を行っているとのことですが、さきのサウンディング型市場調査において個別対話での事業者からどのような意見があったのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 サウンディング型市場調査の主な意見の再確認というご質問にお答えさせていただきます。

(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業に関するサウンディング型市場調査の実施結果は、事前説明会には26事業者、現地見学会には24事業者、個別対話には12事業者に参加いただきました。

個別対話におきましては、令和2年9月30日から10月7日までの間で行ったものでございます。

参加事業者からは、PFI事業者として実施することは民間事業者のノウハウが活かせる、町が示す四つの基本的方向性については問題はないなどのご意見をいただきました。

しかし、個別対話における主な課題といたしまして、1、規模が大きく、公園全体を総括する立場での参入意向を持つ事業者に限られる。2、収益のない公園施設の整備運営費用の全てを公園の収入で確保することは困難、3、応募グループの形成や事業提案の検討に時間を要し、町の想定スケジュールが短過ぎるなどのご意見をいただきました。

以上が、サウンディング型市場調査の主な意見となります。

なお、ご質問の趣旨であります事業者公募の検証という点につきましてでございますが、南海電鉄の撤退に伴い本町が要望した後継事業者が決まらず、本町が主体となって民間事業者を公募することとなり、これまで第一次審査、いわゆる参加資格審査の受付期間を2回設定してまいりましたが、結果といたしましては1社の応募があったものの、本事業に係る参加資格要件を満たす事業者ではありませんでした。

このような状況に至った要因といたしましては、サウンディング型市場調査で頂いたご意見のうち、本町が想定する事業者選定スケジュールが厳しく、さらに新型コロナウイルスの影響も加わったことによるものが最も大きな要因であるものと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁により、個別対話によって参加事業者からいろいろな意見が挙がっております。

これらの参考意見を踏まえ、今後、どのように進めていくのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 今後の進め方についてでございますけれども、4月30日を2回目の第1次審査の締切りとしておりましたが、それ以降、さきに説明いたしました要因を踏まえまして急ピッチで募集要項の見直しなど必要な事務作業を行い、見直し案につきましてPFI事業者選定委員会のご審議を賜り承認をいただいたところでございます。

そして昨日、5月31日付で岬町ホームページで再公募の概要と募集要項の修正版等を公表し、再び公募しているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁の中で、急ピッチで募集要項の見直しを行い、昨日、5月31日付で岬町ホームページに再募集の概要と募集要項の修正版を公表したと説明されましたが、再募集に具体的にどれぐらいの期間設定を改めて考えているのか、お尋ねをいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 具体的な期間設定等についてお答えさせていただきます。

具体的な応募期間につきましては、第1次審査の受付期間を令和3年9月21日から9月30日までとしており、それ以降、事業契約の締結まで、それぞれ当初のスケジュールを約5か月程度延長しております。

なお、見直しの考え方といたしましては、公園全体の運営、独立採算という基本的な方針は変更せずに、提案期間のみ民間事業者の意見を尊重し延長したものとなっております。

また、今回、第1次審査書類の提出期間までの間に事前相談期間を広く設けるとともに、この間を利用して再度事業概要や公募要項を広く周知を図り、本事業への参画など関心を示す民間事業者を募り、その後に審査書類の提出期間を設けることとした、余裕を持った応募スケジュールを設定し、再公募したものでございます。

なお、新たなみさき公園づくりの進捗等につきましては、これまで同様、今後におきましても全員協議会や事業委員会の場でご説明をさせていただくこととしたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 みさき公園閉園後5か月遅れて東京都練馬区にありました西武ホールディングス、「としまえん」も同じように令和2年8月末で閉園されました。

しかし先日、令和3年5月中旬頃に閉園された跡地にワーナーブラザーズ社によるハリーポッターの新テーマパークの報道がありました。令和5年前半にはオープン予定だそうです。

「みさき公園」も「としまえん」以上の公園によみがえらせたいたい思いでいっぱいではありますが、冒頭にお聞きしたように、テーマパークでの開園はできないとのことでもあります。

これからは私案でございますが、5月中旬頃に夕焼けのすごくきれいな日が2日間ありました。この風光明媚な地形を活かし、何とかテーマパークとの折衷したような公園としてよみがえらせられないかと考えます。

今後、担当課において、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2点目の質問は、現農業委員会の活動についてお尋ねいたします。

農業委員は平成30年6月、選挙制度となり、町長の任命制度となり3年が経過しました。

この3年間において、どのような活動を行い、また、特に新たな業務改革は何が行われたのかお尋ねをいたします。

そして、農地利用の集約化、遊休農地の解消などをどのように推進してきたのか、お尋ねいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会制度につきましては、平成28年4月に法改正がなされ、農業委員会の事務の重点化や農業委員の選出方法等の変更が図られました。

農業委員会の事務の重点化では、農地等の利用の最適化の推進として、担い手への農地利用の集約化や遊休農地の発生防止、解消。また、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました。

また、農業委員の選定については公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められたところでございます。

このような中、岬町農業委員会では農業従事者の高齢化や後継者不足により、次世代の担い手の確保、育成や遊休農地の解消等の対策が課題となり、町内の地区ごとに農地パトロール等を実施し、農地の状況把握を行い、農地の利用意向調査を行っているところでございます。

これらの調査結果等を基に、法改正以降、農業委員会の皆様には業務改革の意識を持っていただきながら、遊休農地活用の相談や農地利用の集積・集約化及び遊休農地の解消等の取組を行っ

ていただいているところでございます。

さらに、新規に農業への参入を希望される方に対する農地取得に関する相談や耕作指導なども実施していただいているところであり、こうした取組を継続することで農地等の利用の最適化を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど、農業委員会の最も重要な業務として担い手への農地利用の集約化や遊休農地の発生防止解消等の対策のため、農地パトロールを実施し、状況把握を行い、農地の利用状況の調査を行ってきたとの答弁をいただきました。しかし、農地パトロールなどは従来どおりの業務であります。

制度変更後、この3年間においても農業委員会の業務及び農業委員の方々の業務改革意識が全く改善されていません。

担当課としてはほかの業務もあり、農業委員会改革まで手が行き届かないと思われれます。しかし、このまま放置しておくことは許されません。

農業委員の方々に業務改革のための意識付けができるような対策を示していただきたいと強く要望しておきます。

次は、令和3年度で予算化されました農産物特産品化支援事業補助金として100万円を計上していただいております。

今後、この予算に対しどのように周知していくのかお尋ねいたします。

もう既に申請が始まっているのかお尋ねをいたします。

そして、農業委員会としてこの補助金制度としての対応をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、昨年3月にみさき農とみどりの活性化構想を策定し、そのプロジェクトの一つとして農家による道の駅みさきへの出荷促進や、岬町らしい農産物の設定、栽培促進を位置付けており、農業による地域活性化の取組なども農業委員会と連携して進めていければと考えております。

さて、今年度においては本町の課題である農業者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加といった課題への対応を目的といたしまして、農産物特産品化支援事業補助金を予算化しております。

現在は既に関心のある農業者の方からのお問合せもいただいております、岬町農産物特産品

化支援事業補助金交付要綱を制定したところであり、この後、速やかに申請受付ができるように進めてまいります。

この補助金の交付対象者といたしましては、町内で農産物を生産する農業者または農産物の特産品化に意欲のある個人もしくは団体といたしており、対象となる作物は、サツマイモとニンニクに絞り、補助金額は1件当たり20万円を上限といたしております。

なお、収穫後はふるさと納税の返礼品としていただくことも条件としてございます。

この事業の実施につきましても、農業委員会と連携を図ることをまずもって考え、町内各地区での取組を先導し、遊休農地の発生防止や解消と農産物の特産品化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 農作物は植付けから収穫まで6か月ぐらい時間がかかります。今後、数年かけて実績を上げ、岬町の特産品として推進していただけるよう要望しておきます。

続いて、3点目の質問は、近年、投資的事業が増加する中において、今後の償還計画についてお尋ねいたします。

1、まず、令和2年度現在における町債総額はどれだけになっているのか。

2、そして、大規模な投資的事業、町営緑ヶ丘住宅建設事業、町道海岸連絡線整備事業はそれぞれどれだけの起債額となっているのかお尋ねいたします。

3、そして、今後の起債残高見通しについてお聞きいたします。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

町では、これまで道路橋りょう河川などの公共土木施設、農道・林道などの農林水産施設、及び学校や公営住宅などの改修を行うことで住民の暮らしに密着した投資的事業を実施してまいりました。

投資的事業の実施に際しましては、一度に多額の資金が必要となるため、起債を活用することで財政負担の平準化に努めております。

しかし、一方では起債の償還が後年度に及ぶことから将来を見据えた財政運営が必要となってまいります。

3点頂きましたご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の、令和2年度末現在での起債残高につきましては約82億円の見込みとなっております。

なお、これは町長が就任いたしました平成21年度末起債残高は約9.5億円だったのに対して、1.3億円の減少となっております。

次に、2点目のご質問の、近年実施いたしました大規模な投資的事業に要した起債額といたしましては、平成23年度から平成30年度にかけての町営緑ヶ丘住宅建設事業は約9億円、平成25年度から令和2年度にかけての町道海岸連絡線整備事業では約7億円となっております。

最後に、3点目のご質問の、今後の見通しでございますが、起債残高は平成21年度から平成26年度までは減少傾向、平成27年度以降は増加傾向となっておりますが、今後の投資的事業の実施予定を踏まえた将来見通しでは、令和2年度末見込みの8.2億円をピークに緩やかな減少傾向となる見込みでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの答弁によりますと、田代町長が就任された平成21年度末起債残高が9.5億円あったものが令和2年度末見込みでは8.2億円となって、1.3億円減少となっているようであります。

大規模な事業展開をしているにもかかわらず、起債残高が1.3億円も減少となっていることを確認させていただきました。

次に、新過疎法により本町が過疎地域指定地域となりました。

そこで、指定要件、過疎地域連続的発展計画、主な支援措置の説明をお願いいたします。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げます。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案」につきましては、去る3月24日の全員協議会におきまして総務部長から説明をさせていただきました。

その後、特別措置法案が3月26日に可決成立しておりますが、再度ご説明させていただきます。

「過疎地域自立促進法」が今年3月末で期限を迎え、新たに4月から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されました。

新過疎法では、過疎地域にかかる「人口要件」と「財政力要件」の二つの指定要件が見直され、本町がいずれの要件も満たすことになったものでございます。

まず、1点目のご質問でございます。

新過疎法の「人口要件」では人口減少率を指し、具体的には昭和50年から平成27年の40年間人口減少率28%以上の要件に対し、本町では昭和50年は2万2,423人、平成27年

は1万5,938人で、減少率28.92%となっております。

また、「財政力要件」では財政力指数を指し、具体的には平成29年度から令和元年度の財政力指数0.51以下の要件に対し、本町は0.519でありましたが、小数点3位以下切捨てとなることから、人口、財政力いずれの要件ともぎりぎり満たしております。

次に、2点目の過疎地域持続的発展計画についてでございます。

「過疎地域持続的発展計画」につきましては、大阪府が定める持続的発展方針に基づき、町は議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができるとされております。

過疎債の発行等の支援措置を活用する場合は、本計画の策定が必要となっており、現在、策定に向けた作業を行っております。

最後に、3点目のご質問でございます。

主な支援措置の内容でございますが、小中学校や保育所などの国庫補助率のかさ上げ措置、市町村計画に基づく事業を対象とした過疎債の発行に対して元利償還金の7割を地方交付税への算入措置、製造業などの事業用設備等に係る減価償却の特例や製造業などの地方税の課税免除・不均一課税による税制上の優遇措置に対する地方交付税の減収補填措置などがございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 改めて、詳細にわたり説明ありがとうございました。

そこで、償還額が増加する中、この過疎支援措置によって国、大阪府においてどれぐらいの交付税増額が見込まれるのかお尋ねいたします。

○道工晴久議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ご答弁申し上げます。

過疎債などの支援措置を受けるためには、町が過疎対策に必要な全ての事業について計画の洗い出し作業をする必要がございます。

過疎対策の支援措置のメリットを最大限受けるためには、余すことなく計画に盛り込む予定でございます。

なお、現時点では具体的に交付税額が幾ら増額されるかなどの数字は出てございません。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 交付税増額はまた今の段階では見込めないということですので、また、追って質問させていただきたいと思っております。

最後に、田代町長に4点にわたりお聞きしたいと思っております。

町長は、令和3年3月議会において、4期目の立候補を表明されました。

そこで、次の4点についての決意を改めてお聞きいたします。

1点目は、今回の私の一般質問の冒頭にお聞きしました、新たなみさき公園事業者の決定に向けて、町長自らトップセールスを行うのか。

2点目は、平成19年度以降、14年間にわたり超過課税を行ってきましたが、その間、町長の思いはどうであったのか。

3点目は、新庁舎建設に当たり、過疎債は適用されないのか。適用されるのであれば、事業を推進する予定はあるのか。

4点目は、今後の財政運営をどのようにお考えなのか。

この4点についてお聞きいたします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員の質問にお答えさせていただきます。

みさき公園の問題の中身については担当から説明をさせましたので、ご理解を賜りたいと思います。

私からは、まず4点の中の1点目、今後、新たなみさき公園事業者の決定に向けて町長自らのトップセールスを行うのかというご質問かと思うのですが、みさき公園は議員ご承知のとおり、62年間も町のシンボルとして住民の皆様や多くの府内、府外からお越しの皆様に愛され親しまれてきた公園でございます。

南海電鉄から撤退の申入れを受けた際には大変な衝撃を受けたことは事実であります。

このみさき公園を都市公園として今までとは違った形で、自然を活かしながらにぎわいを持たせるよう再生させることは至難の技であるのかなと、このように危惧しておるところでございます。

しかしながら、みさき公園の問題は都市公園の設置者である町としての最重要課題であり、担当からも説明のあったとおり、何としてでも新たな事業者を決定し、自然を活かし、広く皆様に愛され、にぎわいのある公園として再整備を図っていききたいというふうに思っております。

今回の応募スケジュールに余裕を持たせたのも、再度、広く民間事業者の皆様から応募していただいて、そしてPRをしていきたいという考えもあつてのことです。

そして、できるだけ複数の事業者に応募していただき、競争性を高め、審査委員の先生方によりよい提案をした事業者を決定していただきたいという思いからであります。

とにかく、新型コロナウイルスという未曾有の事態の中での事業ではありますが、議会の皆様にもご理解、ご協力をいただきながら、担当と一緒に全力で推進してまいりたい決意でございます。

す。

今後とも、この件につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目ですけれども、19年度以降、14年間にわたり超過課税を行ってきたが町長の思いはどうだったのかということなんです、これについては、住民の方に大変申し訳ないと思うのは、私が就任して12年目になるわけなんですけれども、この間、全て早く0.3%、つまり100分の1.7、平常は100分の1.4なんですけれども、0.3%多く住民の方に超過課税をかけてきたという思いがあつて、一日でも早く見直しをしたいという思いがあつたんですけれども、なかなか事業を行いながら行革を進めるというのが本当に大変なことであつて、議会の皆さんにも長きにわたつてご理解、またご協力を賜るといふことがあつて、なかなか超過課税が全面的に見直せなかつたというのが非常に申し訳ないなど、このように思つております。

しかし、私の任期は今年が最後なんですけれども、その中で、コロナ禍が進む中において多くの方が亡くなつてゐる、そういう状況の中、そして、支援制度がなかなかうまくいかないということもあつて、住民の方は日常生活、また、医療の方は運用をしていく、そういう中で大変なご事情、混迷させてしまつたなどというのがあります。

まず、それを最優先に考えていこうということで、この2年間取り組んできたんですけれども、やはり、ここに来て超過課税を少しでも税の軽減をしてあげないといけないということから、本来はもう1年ほど私としては見直しをするには時間をかけたかつたんですけれども、この時期こそ住民の方がお困りであろうということから見直しをさせていただきました。

そういった中で、ようやく平常の税率に戻すことができたということは、これは行政、議会の皆さんがそのたびに質問を受けながらご理解をしていただいた、その結果が見直しに至つたのかなというふうに思つております。

これから、今は見直しの話ですが、あくまでこれは約七、八千万円の毎回減額をしたわけですから、この税を、収入を増やしていかないとということがあつたんですけれども、超過課税については75%の交付税というのがあるんですけれども、超過課税は全くないわけですから、実質、単独の財源を確保していかないといけないということで、大阪府さんとも相談をしながら、今後、しっかりと財源の見通しを立てて、住民の生活を守つていきたいと、このように思つております。

今後は、そういった中で税を見直して、残り金がないからと言って、子育てとか医療、介護、そういったものをなおざりにするのかと、そうではなくて、それをやりながら、しっかりと行革を進めていきたいということで、今後の財政基盤の確立を図つていきたいと、このように思つております。

3点目の、新庁舎建設に当たって過疎債は適用されないのか。適用されるのであれば、事業の推進予定はあるのかということなんですけれども、これは庁舎検討委員会のご意見は諮問しましたところ答申を得ております。

現状の場所で建て替えを、しかし財源の見通しを立てた上で検討しないとというご意見をいただいておりますので、何とか災害に備えての本庁舎建て替えということはいろいろな課題であるかなと思っておりますけれども、なかなか高価な建設事業にかかるということで、見通しが立たないまま今日来ております。

この過疎債が対応できないのかということになると、担当からの説明を聞いておりますと、なかなか難しいという状況にあります。

しかし、そこに併設をして、あらゆる文化施設もいろんなものを併設して、その部分については過疎債が適用されるとも聞いておりますので、そういったことも含めて、今後、慎重に検討してまいりたいと、このように思っております。

今後の財政運営についてはどうなのかということなんです、先ほども申し上げましたとおり、少子高齢化に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響でまちをめぐる環境は非常に厳しい環境が続くものと予想しております。

しかし、こういった中において住民の皆様のニーズの一つずつ、子育て支援施策や地方創生の取組など、まちの価値を高める施策を引き続き行ってまいりたいと、このように思います。

このコロナ禍において、住民の家計への負担を軽減するために行った超過課税の廃止は減収要因となっております。

先ほど申し上げましたとおり、今回、本町が過疎地域の指定を受けたことに伴い発行が可能となった過疎債の活用など、手厚い財政支援、政府のメリットを最大限に活かしながら、引き続き財政の改革を行うことで持続可能な財政運営に努める決意でございますので、どうか議会の皆さんはもちろんのこと、住民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと思います。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 最後に、田代町長自ら岬町における最重要課題である点について、積極的に推進していくと力強い決意をお聞きいたしました。

新しいみさき公園事業の決定については、募集期間を5か月間延長し、再募集となりました。

何が何でも今まで以上のすばらしいみさき公園によみがえらせ、にぎわいのある公園にしたいと強く要望いたします。

令和3年度から岬町が新過疎法による過疎地域指定地域となると公表されました。これは決し

て名誉なことではありません。ピンチをチャンスに変え、岬町再生に真正面から取り組んでいただくことを強く要望いたします。

本年9月の町長選挙に向けてご健闘をお祈りし、これで私の6月定例議会における質問を終了いたします。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時45分を予定しております。

なお、できるだけ休憩を早く終えていただいで進められますように、集合方、お願いしておきたいと思います。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。

議長の許可を得ましたので一般質問をいたします。

昨年9月に、関西国際空港2期事業の土砂採取事業に関連した地元要望を受けた未実施事業について一般質問を行いました。

地元漁協との間で約束が交わされた谷川港の整備事業の一部に積み残しがあり、大阪府に対して整備事業の推進を求めているとの答弁がありましたが、その後の進捗状況をお伺いします

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 谷川港の整備につきましては、昨年9月の一般質問時に答弁させていただいたとおり、水産試験場の整備につきまして積み残しがあり、大阪府と課題を共有しているところでございます。

整備に当たっては、整備手法や主要財源の確保などの課題があり、大阪府とも適宜協議を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う府財政のさらなる悪化もあり、事業の実現はなかなか厳しい状況でございます。

引き続き、大阪府に整備に向けた検討を求めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 次に、谷川港については、谷川港沖防波堤の延長について要望もあり、こちらも大阪府へ早急に対応いただけるよう求めていくとの回答がありましたが、その後の進捗をお伺い

します。

○道工晴久議長 総務部理事、西 啓介君。

○西総務部長 谷川港沖の防波堤の延長につきましても、谷川港の活性化を図るための課題であり、大阪府に対して整備の要望を続けているところでございます。

残念ながら、現時点では具体的な進捗が見られない状況でございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 いずれも進捗が見られないようではありますが、この課題の解決に向けて、今後、どのように対応していくのか、改めての町の考えを町長に伺います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員の質問にお答えをさせていただきます。

この谷川港の件については、先ほど総務部長が説明したとおりでありまして、なかなか解決のめども立ってないということなんですけれども、平成10年12月2日に大阪府と岬町、開発公社と確認書が交わされております。

これが、大阪府が財政改革プランを立てておりまして、これが終了したら直ちに検討に入るという内容のものなんですけれども、その間、今、担当の総務部長が谷川漁協と調整を図っていただき、副町長もそれに伴って調整していただいているのですけれども、なかなか大阪府の回答が得られないということから、先般、担当の方とお話をさせていただきました。

この確認書については、やはり土取り跡地について土砂採取をするに当たって、谷川漁協との地域漁港の整備ということで約束をされているのだから、しっかりと守っていただきたいという旨の話をさせていただきました。

しかし、事情が大きく変わっておりまして、なかなか大阪府としてはこの事業をこのまま遂行することは非常に厳しいというご意見の中で、それだったら谷川漁協と私どもが十分話を聞いて、どこかで接点をつくる必要があるということから、ようやく大阪府も本腰を入れてこの問題に取り組んでいくと。

しかし、ともあれ、やはり谷川漁協の意向を十分踏まえながら、大阪府との調整が必要だと思っております。

今後、漁業組合と十分話を詰めさせていただいて、和田議員のおっしゃるように、確認書に基づいて、どこまで大阪府が踏み込んで回答してもらえるのか、また谷川漁協がどこまで譲ってもらえるのか、その辺の調整役を図ってまいりたい。

そして、早期解決に向けて努力をしてまいりたい、このように思います。よろしく願いいた

します。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長から、今後の対応方針を改めて伺いました。

地元漁業組合と十分協議をいただき、この課題を早急に解決が図られるよう要望し、この案件を終わります。

次の質問に移ります。

次に、多奈川興善寺国指定文化財仏像3体及び本堂の修復状況について質問をいたします。

本町には、国指定歴史の西陵古墳を始めとした全国的に見ても貴重な歴史的遺産、文化財がたくさんあります。

その中でも、多奈川地域は大阪湾の入り口として古くから港が開かれ、独特な文化がつくられており、理智院、常見寺、産土神社、小島住吉神社などの寺や神社にある歴史遺産や伝承からその歴史の深さを見ることができます。

3月の総務文教委員会で多奈川地域にある興善寺の本尊でもある国指定重要文化財の修復計画について、令和3年度中の実施の方向を説明されておりましたが、具体的な修復計画について文化庁の見解も含めお教えいただけますか。

○道工晴久議長 教育委員会事務局理事、小川正純君。

○小川教育委員会事務局理事 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

重要文化財の修復につきましては、さきの総務文教委員会での令和3年度予算案の審査の中でも説明させていただきましたが、その後の経過につきましてご報告させていただきます。

本年4月7日に文化庁、大阪府教育委員会、岬町教育委員会及び興善寺役員との間で今後の修復計画について協議を行い、同日、その内容について文化庁から直接町長に報告があったところです。

修復事業は、令和3年度から令和6年度までの4か年の計画で、6月頃に予定される文化財補助金の決定後に事業着手する予定となっています。

興善寺には大日如来坐像、釈迦如来坐像、そして薬師如来坐像の3体の重要文化財があり、修復計画は3体の仏像と仏像を収蔵する本堂を修復するものです。

まず、仏像の修復につきましては、仏像3体のうち、釈迦如来と薬師如来の2体を京都国立博物館に搬入し、害虫やカビの処理として薫蒸を行った上で、令和3年度中に釈迦如来坐像の修理を実施します。

令和4年度には、4月中旬から5月下旬に、京都国立博物館で開催が予定される展示会に出展

後、薬師如来の修理を行い、修復が完了した2体を博物館で保管します。

令和5年度には、大日如来坐像を興善寺で薫蒸を行った上で、奈良国立博物館に搬入し修理を開始します。

大日如来坐像の修理は令和6年度まで行われ、修理が終わり次第保管される2体の仏像とともに興善寺本堂に安置される予定となっております。

次に、本堂の修復についてご説明させていただきます。

本堂の修復工事は、国重要文化財である仏像を守るための防災機能として、大日如来坐像が奈良国立博物館に搬入される令和5年度から実施する予定です。

具体的には、本堂屋根と仏像を安置するところ、いわゆる内陣の工事を約2年の予定で実施し、竣工後、仏像を興善寺に搬入する運びとなっております。

以上が修復計画の概要でございます。

○道工晴久議長 お諮りします。

お昼前なのですが、和田議員の一般質問を終了するまで若干お昼の時間を延ばしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。

和田議員。

○和田勝弘議員 今後の経過については、随時お教えいただきたいと思います。

興善寺の修復については、地元多奈川地域住民の方々の長年の念願であり、町長におかれましては実現に向けて文化庁への要望などにご尽力くださり、この場で改めて感謝申し上げます。

修復には多額の費用がかかると聞き及んでおります。興善寺も檀家数が減少しており、寺の維持に必要な財源確保が課題となる中、町としてもご支援いただきたいと思っております。

興善寺修復計画に伴う今後の町の支援についてお尋ねします。

町長のご意見をお聞かせいただけますか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

この興善寺の仏像の修復計画については先ほど担当理事から説明のあったとおりでございますので、ご理解賜りたいと思います。

私からは、文化財である興善寺の修復については、本町のみならず大阪府、また文化庁など、もちろん多くの方々のご尽力を賜り実現できるものであるというように理解をしております。

また、地域住民については、岬町に住む全ての住民の皆様のご理解とご協力があればこそと考えており、この場をお借りいたしまして全ての方々に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

議員が冒頭にお話しされましたとおり、本町は多くの価値のある歴史遺産が津々浦々点在しております。

それぞれの地元住民や関わりのある方々が大切に受け継いで守っていただいております。

とりわけ、国指定である重要文化財は本町の宝であります。また、国の宝とも言えます。

修復には多額の費用が必要と聞いております。本町といたしましては、貴重な文化財を後世につなげるためにも、文化財保護法における地方自治体の役割を十分に理解し、厳しい財政状況下ではありますが、できる限り支援に努めてまいりたいと、このように思っております。

補足といたしまして、先ほど理事から答弁のあったとおり、ここ何日か前に、国の文化庁からおいでいただいて、6月で予算化されたら、しっかりと計画を立てていきたいというお言葉を頂いておりますので、よほどのことがない限り国の補助をいただけるのかなど、このように思っておりますので、もし、またそういう補助が決定したら、担当から議員にお伝えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の答弁によりますと、本町といたしましても文化財保護法における地方自治体の役割を十分に理解し、厳しい財政下ではありますが、できる限りの支援に努めたいと考えておりますとの答弁をいただき、ありがとうございます。

興善寺修復事業は、地域住民の長年の念願であります。大阪府教育委員会及び文化庁に対しましても、さらなるご協力をいただきますよう岬町教育委員会として努力をされますことを要請しまして一般質問を終わります。

○道工晴久議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は13時から始めさせていただきます。よろしく願いします。

(午後 0時04分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、コミュニティバスの関係、地域Wi-Fiの関係、0歳から2歳の保育料の無償化、合併浄化槽等の4点でございます。

いずれも過疎指定に当たりまして、過疎指定をいかに有効にご活用いただけるかということからの観点で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、コミュニティバス淡輪ルート of 増強について、3月の定例会で申し上げたフォローの質問をさせていただきます。

現在、コミュニティバスは基本路線が30停留所、所要時間40分を複数台の対向運行を行いまして、40分で確実にバスに乗れるというような状況でございます。

他方、淡輪方面はみさき公園ルートと淡輪駅ルートを合わせ39停留所、基本路線が30停留所に対して淡輪は、支線ルートでありながら39停留所をみさき公園での待機時間の大きさによって所要時間1時間15分ないし待機時間の大きさによって1時間50分かけて1台で一方向運転しております。

つまり、基本路線は40分待ちなのですが、支線でありながら非常に停留所が多く八の字運転をしているということで、1台で運行しているということで、最大2時間近く待たされる場合があるということになります。

本線からの乗り継ぎ待ちの時間など不便であり、複数台運行が必要であると考えご質問を申し上げます。

また、併せて過疎地域指定に伴う過疎対策事業の対象の事業として当面台数等、将来の計画についても伺いたいと思っております。

まず、みさき公園ルートと淡輪ルートを分割すると2台で運行できないか、あるいは分割しなくても対向運転ができるかということについて伺いたいと思っております。

○道工晴久議長 しゃわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しゃわせ創造部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

現在、運行しているコミュニティバスは、平成28年度から市町村運営有償運送方式により望海坂から小島までの基本路線と西畑、東畑を始め五つの乗り継ぎ支線を運行しております。

特に、淡輪駅ルートにつきましては、平成29年4月の道の駅開駅により、みさき公園駅ルートから道の駅へ経由するルートに変更いたしております。

また、本年4月から西畑ルートの運行経路を一部変更し、多奈川西地区へ乗入れを行い、中集会所、西集会所にバス停を新設いたしました。

加えて、淡輪駅ルートの運行路線を一部変更し淡輪11区東口から望海坂まで及び黒崎バス停

を新たに設置するなど、住民の皆様のご要望をできる限り反映し、利便性の向上を図ってまいりました。

議員ご指摘の淡輪駅ルートにつきましては、コンピューター1台で運行しており、4月からの運行経路拡大に伴い、運行便数は変わりませんがバス停の増加及び所要時間も約10分程度長くなっている状況は認識しております。

利便性の向上を図るため、運行車両の追加及びみさき公園駅ルートと淡輪駅ルートを分割するご提案をいただいております。

これらについて、新たな運行経路の設定につきましては、警察を始め関係機関との協議、運行に必要な人員並びに運行経費等を考えますと、運行ルートの増設等は非常に厳しい状況のため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 以前も、淡輪駅下のルートにつきまして、逆回りをお願いしまして、住民の要望から1年以上の時間をかけて改善していただいたところでございます。

ただ、やはり先ほど申しましたように基本路線に比べ、停車数が多い割にバス台数の運行が少ないと、非常に福祉バスとしての意味が問われる状況ではないかと思えます。

今後、過疎地域指定に伴い過疎対策事業債等が活用できるなど、公共交通にかかわる事項に取り上げるべきではないか。

午前中も財政からことごとく、皆、過疎事業を取り込んでいきたいという話もございましたが、今後のそういう過疎対策としてのコミュニティバスの在り方はいかがお考えか伺いたいと思えます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、本年4月1日付で過疎地域の指定を受けることとなりました。

過疎地域の指定に伴い、国から財政面を含めて様々な支援措置を受けることができます。

本町の持続的発展の基本的方針や目標、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項について、岬町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては企画担当で進められています。特別措置法第4条に対策の目標の一つとして、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図り、交通の機能を確保し、向上させることが明記されております。

今後、計画への記載に当たっては、企画担当と連携しながら支援措置が可能な事業や財源措置

について、検討、調整してまいります。

また、住民の移動手段として定着してきたコミュニティバスは、高齢化の進展等によるバス需要の増加も見込まれることから、維持・継続しながら利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ぜひ、利便性の向上ということで過疎対策を盛り込んで増便等できるよう取り計らっていただければと思います。

次に、地域Wi-Fiの整備について、今年の9月定例会においてですが、防災、観光、地域情報提供等、また教育用途の利用として総合的に再検討していくべきではないかとして、地域Wi-Fiの整備を求めましたが、その後、幾分の整備は進んでいるとも聞きますが、どういう状況か教えていただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 昨年9月の谷崎議員の地域Wi-Fiの整備についての一般質問に対しましては情報担当の総務部のほうから公衆無線LAN環境の整備状況と取組についての基本的な考え方として、町内をカバーするようなWi-Fi環境を整備することは費用面を考えると困難であり、財政への影響を考慮し、公的拠点への整備を検討していく必要がある旨答弁させていただいたところでございます。

総務部では、昨年9月以降に地方創生臨時交付金を活用し、役場庁舎におけるWi-Fi環境の整備を行ってまいりました。

役場庁舎のWi-Fi環境につきましては、オンライン会議などの業務専用として平時は利用しておりますが、災害発生時等必要に応じて切替えにより一般利用もできる仕様といたしております。

引き続きまして、各担当部署より整備の状況につきまして報告をさせていただきます。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 危機管理担当から、防災に関するWi-Fi環境の整備についてお答えさせていただきます。

防災行政無線の子局を利用した整備につきましては、Wi-Fiデータ通信範囲の関係から住民の全ての皆様にお伝えする必要がある防災情報の通信手段としては現状では難しいと考えております。

次に、防災拠点などでのWi-Fi整備等といたしまして、避難所となる学校、保育所、集会

所などがWi-Fi整備を行った際には、平時に使用しておりますWi-Fi機能を災害時には避難者の方が使えるように所管部署と協議・調整を行っております。

現在、避難所に指定されております淡輪小学校、深日小学校及び多奈川小学校につきましては、既にWi-Fi環境が整備されておりますので、避難所として使用される際には避難者がWi-Fi機能を使用できるように教育委員会とは協議ができております。

その他の町有施設につきましても同じような方法にて平時の使用だけではなく、災害時にも有効活用することで災害時での通信体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 続きまして、観光部門における整備状況についてお答えさせていただきます。

9月の定例会では、道の駅みさきや深日港観光案内所さんぼるたにOsaka Free Wi-Fiを活用したWi-Fiスポットを設置し、利用者の皆様の利便性の向上に取り組んでいることをご報告いたしました。

9月定例会以降の対応状況といたしましては、この6月6日に新規オープンいたします、みさき公園駅前観光案内所において、道の駅みさきやさんぼるた同様、利用者の皆様の利便性の向上を目的にOsaka Free Wi-Fiを活用したWi-Fiスポットを設置することとしております。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは、教育環境施設のWi-Fi環境の整備状況についてご説明させていただきます。

小中学校における通信環境の整備状況につきましては、文部科学省が推進する児童生徒1人1台端末を整備するGIGAスクール構想において、高速大容量の通信ネットワークの整備が前提となっていることから、令和2年度末にネットワーク整備工事は完了しております。

令和2年9月定例会において答弁させていただきましたが、各小学校の体育館につきましては、災害時には避難所として開設されるため、開設された場合には避難されてきた方がインターネットに接続できるようWi-Fiのアクセスポイントの切り替えにより無料開放できる仕様となっております。

また、淡輪幼稚園におきましては、リモート会議や交流事業用として利用するためのWi-Fi整備を令和2年度末に完了しております。

社会教育施設関係につきましては、淡輪公民館のWi-Fi整備工事を実施したほか、青少年

センター、文化センターにモバイルルーターの設置を令和2年度末に完了しております。

現在は、有害サイトのアクセスを防ぐためのフィルタリング等の整備を進めているところであります。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 地域Wi-Fiの整備は災害対応以外にも、やはり観光誘致、あるいはいろんな目的で必要になってくると思いますので、今後、過疎地域指定等を受けてどのようなことができるかも含めて伺いたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 過疎地域の指定に伴い国の支援措置を受けるためには過疎地域持続的発展町村計画を策定し、議会の議決をいただく必要がございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第4条の過疎地域の持続的発展のための対策の目標の中に、通信施設等の整備及び情報通信技術の活用等を図ることにより過疎地域における情報化に努めることの項目が加えられており、第8条の市町村計画に定める事項として、地域における情報化に関する事項が位置づけられ、計画策定の中で情報通信技術の取組方針を位置づけていく必要がございます。

また、5月19日にはデジタル社会形成基本法が公布され、高度情報通信ネットワークなどを通じたデジタル社会の実現に向け、地方公共団体にもその責務が課せられたところでございます。

デジタル社会の実現に向け、どのような情報通信技術を活用した取組を進めていくべきかなどにつきまして、国の動向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 過疎地域というのは非常に聞こえが悪いのですが、非常に大きなメリットのある制度であると思いますので、十分活用されて、あらゆる施策を盛り込んでいただきたいと思います。

次に、昨年9月定例会のフォローで、0歳から2歳の課税世帯の第1子保育料の無償化について伺いましたが、0歳から2歳の第1子については課税世帯では有料とされるが、無償化について世帯基準ではなく幼児本位で実施されるべきであると考えますが、また、若年層の定住化誘致策として今後どのような対応をなさるのかを検討していただきたいと思います。

まず、0歳から2歳の保育料無償化についての今後の見通し、あるいは財政的な見通し等も含めまして伺いたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、仕事と子育ての両立支援としては平成27年度に淡輪保育所において、午後7時から午後9時までの夜間保育を開始したこと。

また、平成29年度に多奈川保育所で0歳児保育を開始したことにより、全保育所で0歳児保育を実施することになったこと。

さらに、保育所に入所できる年齢を生後6か月から生後57日に緩和することとともに、保育中に体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う体調不良児対応型保育事業も実施し、仕事と子育ての支援を継続しています。

次に、保護者への経済的支援としましては、国の幼児教育保育無償化に先立ち、平成30年度より町独自の施策として、第2子以降の保育料無償化、また給食代においても継続して無償化したところです。

このように、仕事と子育て支援の両立、保護者への経済的支援の推進により、若年層の定住に今後もつながるものと期待するところです。

次に、0歳から2歳児の第一子課税世帯について有料とされるが、無償化について世帯基準ではなく、全ての子どもにつき無償化にできないかというご質問ですが、0歳から2歳の第一子課税世帯における本町の保育料は現在も国基準と比べて金額が低く、例えば、国の市町村民税所得割課税額9万7,000円未満の場合、保育標準時間における保育料は月額3万円に対し、本町では市町村民税所得割課税額6万9,000円以上、9万7,000円未満の保育料は月額2万3,000円と、国より7,000円低く、年間では8万4,000円低くなっています。

また、国の市町村民税所得割課税額が39万7,000円未満の場合、保育標準時間における保育料は、月額8万円に対し本町では市町村民税所得割課税額30万1,000円以上39万7,000円未満の場合、月額5万500円と2万9,500円低く、年間では35万4,000円低くなっています。

このように、現在も保育料は国基準に比べ低く、既に町独自で減額しており、0歳から2歳児第1子保育料無償化につきましては、財政面での課題と合わせ無償化することによる課題や影響についても整理する必要があると思います。

また、近隣市町村では、田尻町を除き0歳から2歳児第1子課税世帯の保育料無償化の動きはなく、今後の国の動向にも注視しながら慎重に検討したいと考えます。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 課税世帯の0歳から2歳の第1子の無償化を求めています、昨年の回答では

当時、年額で960万円ほど、1,000万円ほどだと。

また、保育所のキャパシティ、収容能力も限りがあるということを聞いております。

ただ、今後の人口誘致策、あるいは定住策にとりまして働く若年層を確保するという意味では保育のキャパシティに合わせてお断りすることがあっても0歳から2歳の無償化は十分検討されていくべきであり、また過疎対策として十分位置づけられる問題ではないかと思えます。

先ほど、田尻町のみ近隣では0歳から2歳の課税世帯第1子が無償であると同いしましたが、課税世帯の有償部分における課税世帯の近隣市町村の比較、例えば保育料においてどの程度差があるか、岬町の位置づけはどうなっているのかということを他市町村と比較してお答えできれば伺いたいと思えます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

近隣市町と岬町の3歳児未満の保育料ですが、市町村民税所得割課税額4万8,600円未満の保育標準時間月額保育料は、岬町で1万1,000円、熊取町で1万3,600円、阪南市で1万500円、泉南市で1万100円となっています。

岬町と阪南市と泉南市ではほぼ1万円から1万1,000円程度でほぼ同額といえます。

熊取町では若干高くなっているところがございます。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 岬町の施策はかねてから大変手厚いと、せんだっても役場の元職員の方にお会いしましたら、岬町というのは非常に子育て世代に良いところですよと、良い町でしたよという話を聞いたことがあります。

今の金額からも分かるのですが、もうひと踏ん張りして過疎施策を有効に使うって、ぜひとも全員無償で受け入れるキャパシティを設けていただきたいと要望して質問を終わります。

次に、合併浄化槽の普及と合併浄化槽補助金増について3月定例会のフォローでございしますが、下水道エリアや浄化槽については和田議員、出口議員が以前からも質問されておりますが、引き続き私も質問をしたいと思います。

下水道エリア計画と合併浄化槽普及エリアとの兼ね合いを十分図っていただき、市街化区域でも端部や調整区域で事業が遅れている方や、あるいは調整区域であっても合併浄化槽ないし集合浄化槽の普及を図り、さらに補助金を増額していくべきであると要望しましたが、過疎地域指定において、今後の取組はどのように考えておられるのかも伺いたいと思えます。

まず初めに、市街化区域の端部や市街化調整区域での個別の合併処理槽ないし集合浄化槽設置

の現状について伺いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 谷崎議員のご質問にお答えします。

さきの3月議会では、令和3年1月末時点での下水道普及率をお示ししておりますが、令和3年3月末時点の下水道普及率は約79%となっております。

次に、現行の合併処理浄化槽の補助制度は市街化調整区域はもとより、市街化区域で事業認可を受けていない範囲や事業認可を受けているにもかかわらず、町の厳しい財政状況により7年以内に公共下水道の整備ができない地域においては、この補助制度の対象となっております。

この岬町合併処理浄化槽設置整備事業に伴う令和2年度の予算として補助額5件に対し浄化槽設置した件数が4件、補助金交付率としましては約80%でございます。

また、処理計画人口が少ない地域を対象にした漁業集落排水事業として小島地域で実施しており、地域の水質の浄化と漁業集落の生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与しております。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 水質浄化の観点から、下水道会計とはまた異なりますけれども、過疎地域指定による合併処理浄化槽の補助金の上乗せの支援について、検討はどのようになるのか伺いたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 ご質問にお答えします。

本町が新たに過疎地域に指定されることになり、過疎地域の持続的発展のため各種補助対象事業の拡大、補助率の引上げ及び過疎債の活用などの特例措置が適用されます。

こうした中、現行の合併処理浄化槽設置整備事業を推進するに当たり、合併処理浄化槽設置費用に占める個人負担額の割合が高いことが足踏み材料となり、特に高齢世帯などにおいて浄化槽の設置をためらうことも聞き及んでいます。

議員お示しの、合併処理浄化槽の補助金の上乗せについては、この制度の普及に寄与するものと考えられますが、これに要する財源も必要となることから、今後策定する岬町過疎地域持続的発展計画に盛り込むことが可能な事業となり得るか、企画担当などと連携しながら検討、調整してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 以上、4点全て過疎地域に関する効果を含めて伺ったつもりでございます。

特に、合併浄化槽等については昨年も申し上げましたが、出口議員、竹原議員と千早赤阪村に

伺いまして、既に過疎指定を受けておりまして、国11万円、府11万円、市町村が11万2,000円の33万2,000円の補助プラス60万円か70万円、100万円近くの補助金を1世帯に過疎債を使って出しているという状況でした。

過疎地域の指定を利用して一つの大きなチャンスだと思いますので、過疎地域の指定を利用して、今後、このような合併浄化槽や若者誘致、あるいは地域W i - F i、あるいは交通手段の確保等、あらゆる問題について町長はどのように検討されていくのか、一言お考えを伺いたと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

谷崎議員からも過疎地域認定について、十分な理解を示していただいておりますので、内容等については、先ほど担当から説明のあったとおりであります。

あくまで、これはその地域が人口減少、また財政力指数等が弱いといった中での過疎指定を受けたわけですが、これらの過疎債を活用するにはそれなりの計画をしっかりと立てて、大阪府と共同で国へ提出することになっております。

その中で、今おっしゃっているような過疎地域の指定の中で様々な事業がたくさん盛り込まれておりますので、そういったところを十分精査しながら、そして担当、原課が必要とする事業等についても十分協議を行い、その計画をしっかりと、先ほどの答弁の中にもありました0歳から2歳までの無償化の問題等も含め、またコミュニティバス等の問題も含め、過疎債がうまく活用できるかどうか、そういったところも含めて十分岬町としてこの制度を活用してまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 現在、企画で精査しまとめておられると、ややもすると役所の組織がどうなのか私どもは詳しく知りませんが、縦割りになってしまわないように、十分原課、あるいは所管箇所からの要望、あるいはどの範囲までできるのかというレクチャーをしまして、漏れなくいろんなものを過疎に絡めて過疎対策事業として地域に還元していただきたいと思います。

そういう要望をいたしまして質問を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は1時40分からとします。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時40分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

私はマスクを付けずに発言させていただきます。マスクを付けると発言の内容が聞き取りにくいという指摘を受けたからであります。

今日はマスクを付けずに質問、発言をさせていただきます。

また、言うまでもなく、私は住民代表としてこの一般質問の場に立たせていただいております。

住民からの苦情、要望、相談を受けて、それを基に現地調査をした上で質問いたします。

従いまして、理事者におかれましては責任を持って、簡潔かつ明快な答弁、住民に分かりやすい答弁をお願いします。

初めに、若者世代定住支援についてお聞きします。

この質問の趣旨は、奨学金を利用して大学などを卒業したが、大学などというのは、4年制の大学だけではなく、短大、大学院、専門学校などを含めた学校ですね。奨学金を利用して大学などを卒業したが、卒業して就職した、その就職後、大きな負担となっている奨学金の返済を岬町が支援して、若者世代の岬町への定住促進を図ってはどうかというものであります。

岬町から、大体町外に若者が出ていくきっかけとなるのが、学校を卒業して就職時に町外へ転出してしまうというのがほとんどだと思います。

日本学生支援機構の発表によると、返済が必要な貸与型奨学金、これはお金を返さないといけないということですね。貸与型奨学金の利用者は全国で129万人、これは大学生などの2.7人に1人が利用している計算となるそうです。

この資料は2019年の資料です。

その2019年度末の延滞者数は32万7,000人と報告が出ております。

その延滞の主な理由は、家計の収入減、あるいは支出増、また延滞が長引く背景には本人の低所得。就職したけれども所得はそんなに多くないということですね。や、延滞額の増加、延滞額がどんどん上がってくるというのが指摘されております。

こうした利用者の負担軽減に向けて、返済を肩代わりする支援制度というのが2015年から実施されています。

これは、一定期間定住し、就職するなど条件を満たせば対象者の奨学金の返済を自治体が支援するというものです。これを奨学金返還支援制度といいます。

2020年6月現在、ちょうど1年前では32府県423市町村がこの制度を導入しています。地元への若者の移住を促し、地域産業の人手不足を解消する狙いもあるそうです。

自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に国が自治体の負担額の2分の1を支援するという枠組みになっているというものなんですね。

自治体と地元企業が基金をつくるのが条件となっているということです。

自治体だけであるのではなくて、岬町と岬町にある企業と協力して実施しなければならないというのが条件なんです。

そのときに、岬町が負担した額の2分の1を国が見ますよということになっているというんですね。

これも1年前の2020年6月には、この制度が拡充され、市町村については基金設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額まで拡大されました。

ですから、企業と一緒にしなくても町単独でできるわけですね。

しかも、国からの支援が2分の1から全額までになったということになります。

この奨学金について、そもそもの考え方というのは、親の経済状況にかかわらず進学を希望する学生は全て進学できるようにするというものです。

家庭の経済格差が子どもの教育格差につながらないようにするため、また奨学金の充実というのは格差社会を乗り越える大きな手だてになるとして、国が認めて年々拡充されてきております。

最近では、奨学金が給付型の奨学金も出てきていると、これは返さなくていいというんですね。

これは、今までは希望する学生が親の経済状況にかかわらず、全て大学、あるいは上の学校に進学できるようにというので、貸与型の返さないといけないというこの奨学金の制度が拡充してきました。

それが、現状、やっぱり返していくのがなかなかしんどいという現状があって、それを基に、今後は給付型を主にしていこうという流れに今なってきております。

でも、まだまだ給付型は少ないんですね。圧倒的に貸与型で進学した人が多いというのが現状であります。

返済も、結構長期間にわたるんですね。月額にすれば数万円、額は少ないかもしれませんが、その分、十何年かかるとか、結構今でも、就職して10年経つけれど、まだ返済しているという方が何人もおられるわけです。

貸与型、返済しないといけないという奨学金を利用した人というのは、本町でも一定数の方がおられるのではないかと思います。

そこでお聞きしますが、大阪府下で特に少子高齢化が進む本町において、若者世代の定住を支援するため、奨学金返還支援制度を導入してはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田 武司君。

○寺田総務部理事 奨学金返還支援制度は、若年層の労働人口を域内に流入させ、定住を促進することを目的として、貸与型奨学金利用者に対し、奨学金の返還額の一部を助成するもので、大阪府内では大東市、和泉市などで実施されており、それぞれ独自の基準を設けており、市内の中小企業への就業を促す側面もあることから一定の効果を上げていると聞いております。

本町では、15歳から64歳までの生産年齢人口、特に若年層の流出が課題となっており、地方創生の一環として考えれば若い人たちが岬町に帰ってくる大きなきっかけの一つになる制度であると考えております。

また、本年4月より第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、基本目標の一つである新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進することを目標に取組を進めております。

奨学金返還支援事業は、議員ご提案のとおり、若年層の域内定着に有効な施策と考えており、導入に当たっては他団体の状況や事業導入の効果を検証しながら地方創生の具体的な事業に位置づけ検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私がこの奨学金返還支援制度について質問したのは、今回が初めてではありません。2019年6月議会でこの質問をしています。

そのときの答弁の記録を見たのですが、少しややこしいのですけれど、国の地方創生事業の云々ということがあって、最後にはできないとありますね。できないという言葉はありませんでしたが、慎重に検討を進めてまいりたいと考えていますという答弁でした。

慎重に検討を進めて2年経って、3年ですか、まだ進んでいないので、駄目だったと思っているのですけれど、当時は予算が要りましたから、どこでも、岬町でも。予算の関係でできなかったというのはやむを得ないかもしれません。

しかし、今回は国が全額負担すると言っているのです。これは、ぜひとも導入するべきと考えています。

ただ、導入するにつけて、他市町の先行事例を見てみると、地元企業に就職することが条件になっている、そういうところが多いんですね。ところが、岬町、企業少ないんですね。

岬町に住んでも就職するところがないから出ていくという事情があって、どんどん流出していくのですが、条件に地元企業に就職するというのを加えるのはどうかと思うのです。

この制度はもともと学校卒業後、就職のために町外に転出した人を地元呼び戻すことを前提にしていると、そういう制度だと思います。

ですが、岬町においては、今現在、地元在住の人も対象にして町外から呼び戻すのと同時に、地元から出て行かないように、地元にとどまることを選択しやすいようにすべきだなと。岬町としてはぜひ導入するに当たってはそういう条件を取り入れたらどうかと思います。

岬町では、また現在、子育てしやすいまちづくりというのを進めています。

例えば、子どもが生まれれば出産祝い金というのを岬町で給付しております。今までは第1子、第2子は1人産まれたら5万円、第2子も5万円でした。

それが、今年からは10万円になったと。第3子以降は、今までは出産祝い金は10万円であったと。それが今年からは20万円になったと。非常に出産、子育てに手厚くしているんですね。

また、幼稚園、保育所の給食費も無料にしていると。これも子どもにとっていいですね。

また、幼稚園、保育所の保育料が無料と、これは全国どこでもそうですけれど、保育所の保育料無料ですが、実は2人目以降は有料なんですね。

先ほど、少し議論が上がっていましたが、岬町では1人目の子どもの保育所の保育料は無料、これは国全体がそうですから無料です。

ところが、2人目以降は、よその市町村では有料になっているんですね。岬町ではそれも無料にしていると。これも非常に子育てにやさしいまちづくりだと思います。

それから、子ども医療費についても、子どもが病院に、病気をした、けがをした、通院する、入院する、18歳まで通院、入院費が無料になっています、岬町は。これも子育てにやさしいまちづくりだと思います。

今回はこれに加えて、奨学金返還支援制度を導入すれば、子育てにも、また若者世代にもやさしいまちと言われるのではないのでしょうか。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、若い世代を支援するため、また岬町の価値をさらに高めるためにも、ぜひ、この制度を導入すべきと考えますが、田代町長のお考えはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

担当理事からは前向きに検討するという答弁をさせていただきました。

しかし、内容を聞いておきますと、私も勉強不足で大変申し訳ないのですが、そういう国の手厚い制度があるなら、しっかりと前向きに進めてまいりたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 若者世代に対する支援というのは、これまでは少なかったというように思うのですが、ぜひ、この奨学金返還支援制度導入を強く求めます。

次に、粗大ごみ搬入についてお聞きします。

搬入というのは、岬町立美化センター、ごみ焼却場というのが岬町多奈川にあります。その美化センターへの搬入ということですね。

これは自分の車で粗大ごみを美化センターに搬入する場合、毎週土曜日の10時から午後4時の時間内で持ち込むことができるというものです。

自分の車で持っていくときは毎週土曜日、週1回、朝10時から夕方4時までの間であったら自分の車で持っていけると。

ところが、これが週1回だったので非常に混雑すると。それで、そういう声が上がって、今年から、6月から水曜日の午後も持ち込みが出来るということを知っています。

水曜日の午後1時から4時の間も自分で持ち込む場合は可能になったというように聞いております。

これは、粗大ごみを自分で直接美化センターに持ち込める人は、毎週水曜日の午後1時から4時と土曜日の10時から4時までに持ち込むことができるということです。

では、水曜日も土曜日も仕事の人や、粗大ごみを運搬する車を持っていない人、そういう人はどうすればいいか。

この場合は、粗大ごみ受付センターに連絡をして、手続をすればごみ収集車で回収してくれると聞いています。

そこでお聞きしますが、その手続について、現状はどのようになっているのでしょうか、お答え願えますか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

各家庭から排出される粗大不燃ごみの収集につきましては、その形状や量により方法が異なります。

45リットルのごみ袋に入る不燃ごみや、縦横高さ3辺の合計が3メートルを超える粗大ごみを搬出される場合は粗大・臨時ごみ受付センターに各自、電話やFAXで収集の予約申込みをしていただき、収集日が決まりましたら、収集日までに町内のコンビニ等で粗大ごみ等処理券を購入し、搬出するごみに貼って収集予約日に出していただく場合や、引っ越し後や片づけなどで粗大ごみが多い場合は、臨時ごみとして収集予約の申込みをしていただきます。

料金は、収集する車両によって異なり、軽四輪車は1台3,000円、2トン車両は1台9,000円となっております。

申込み完了後、収集日までに役場生活環境課にて収集手数料を納付していただき収集予約日に納付書を提示していただき、納付の確認をさせていただいております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁で、電話で収集日の予約を申し込むとありました。

勤め先や仕事の内容によっては休みが日曜日しかないと、また、仕事中は個人の携帯電話が使えないという職場もあります。

それで、粗大ごみ収集回収予約申込みを電話でしようと思って、自分は勤務中は自分の電話が使えないので昼休みになって初めて携帯電話が使えると思って電話をします。ところが、粗大ごみ受付センターも昼休憩のため、12時から13時までは電話が繋がらない、つながっても担当者がいないので、13時からにしてくださいと言われると。結局、予約ができなかったということがあったと聞いております。

役場窓口では12時から13時までの時間帯も窓口対応しています。昼休憩の時間帯でも受付できるように改善が必要と思いますが、その点はいかがでしょう。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

粗大・臨時ごみ受付センターの受付時間は、土日祝、年末年始を除き月曜日から金曜日の午前9時から正午まで、午後1時から5時までとなっております。

議員ご指摘の昼休憩時間帯の受付につきましては、昼休憩であることから、1時以降にご連絡をいただくよう、令和2年4月改訂版の「ごみの分け方、出し方」の冊子でご案内しておりますが、今後、休憩時間帯での希望者の把握に努めるとともに、受付事務の改善策を検討してまいります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最初の答弁の中で、粗大ごみを出すとき、予約のとき、電話かFAXでの収集と

ありました。

電話かFAXで予約を申し込む。しかし、子育て世帯、若い世代の人、また共働きという家庭では、そもそも自宅に電話を引いていないんですね、携帯電話しかないんですよ。FAXもないんです。

また、今の時代に電話とFAXというのもどうかと思うんですね。メールという便利なものがあるのに、どうしてメールを使わないのかと思うんです。

固定電話より携帯電話が主流になってきているんです。そういう時代にあって、メールでの対応は考えられないのかと思います。

つい最近、岬町役場でもLINEの公式アカウントを作りましたと。役場でもどんどんメール機能を使って住民に情報を発信していく、また、住民からも情報を受けるようにする、そういうふうになってきております。

先ほども、私、若者世代に支援する提案をさせていただきましたが、若者世代の定住促進というのを掲げている岬町なのに、共働きで働いている若者世代のことをもっと考えてもらったかどうかと思うんですよ。

確かに高齢者が多くなってきて、平日でも家にいる人も多いかもかもしれません。でも、どんどん若者にも入ってきてくださいと言うのだったら、若者がそのまちで生活しやすいような、そんな環境づくりをしないといけないのではないかと思います。

お昼休み、電話もそうですが、メールなどの対応もできたらどうかと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 ただいまの質問にお答えいたします。

昼休憩時間帯の電話受付の改善策としましては、昼の休憩時間につきましては、生活環境課職員が窓口電話対応を行っておりますので、粗大ごみの受付を行い、受付後、粗大ごみ、臨時ごみ受付センターへ連絡する。

または、議員ご提案のメールでの対応など、受付事務の改善に向け検討してまいります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 現状、電話で予約を受付するのですが、そのときにも粗大ごみで何と何を出すのか、電話で言っていますね、これとこれを出すのだと。

それだったら幾らかの料金、シールですか、買って置いてねという話もするんですよ。

それも、写メだったら、メールだったら写真を撮って送ったら、添付したら、これとこれとい

うのが分かりますよね、そのほうがはっきりしますよね。ぜひメールでの受付をするようにすればいいかと思います。

このメール、あるいはLINE、こういうものを導入する費用というのはそんなに大してかからないと思うのです。

導入する費用はそんなにかからないけれども、住民の利便性が図れる、これ最高ではないかと。ぜひ、メール対応を取り入れていただきたいと思います。

粗大ごみを回収車で回収しに行ってもらおうという手続ですけど、粗大ごみの収集の予約申込みをしました。予約申込みをしたら、今度は収集の日程が決まります。いつ引取りに来てもらいますと、何日に取りに行きますよと。

現状では、収集の当日、回収車が来たときに、粗大ごみを出す家の人、家族の人が立会いをしないといけないんですね、今。

これでは粗大ごみを出すために仕事を休まないといけないということになるんですよ。これが現状になっているんですね。

その立会いをしなくてもよいように、これも改善が必要だと思いますけれどもいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しゃわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しゃわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

粗大ごみの収集のうち、臨時ごみの場合に限り、申込みを行ったごみの種類や量、収集手数料の納付確認をするため、収集を申し込まれたご家庭の方に立会いをお願いしております。

立会いをお願いしている理由としましては、収集を申し込まれたごみに加え、ほかから違うごみが置かれたりするなど、申し込まれた量より増加し、追加料金が発生する場合があります。

こうしたことを考慮し、申込者の立会いをお願いしているところでございます。

議員ご指摘の、立会いがなくても収集できないかにつきましては、改善策としまして、納付確認につきましては、納付の受付を行った職員が粗大・臨時ごみ受付センターに連絡することにより、収集日当日に納付確認することはなくなります。

また、電話予約の際に搬出される粗大ごみの種類や数量の確認を行いますので、それ以外のものが出されていた場合は収集しないなど、予約申込み時に説明をしておけば立会いがなくても収集できると考えておりますが、改善に向けて検討してまいります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今の説明でありましたけれど、回収の日に立会いが必要だというのは、どういうものが出るかというのは事前に聞いているけれども、それ以外にも増えるともた料金も発生する

とか、そういうことだと思えるのですけれども。

それと、もう一つ料金を先に払い込めば、払い込んだよというシールをもらえるんですね。それを回収に来た人に見せるということなんですね。料金を払いましたということですね。そのために今まで当日の立会いを求めていたんですね。

それもこちらの都合でしょう、住民の側に何もそんなことは関係ないんですよ、こちらで工夫すればできるわけですよね。

住民の利便性を図ることを第一に考えてすべきではないかと思うんですよね。ですから、今後そういうように進めていってください。

今後も引き続き、住民に負担をかけることのないように、住民の利便性を図る努力を求めておきます。

次に、行政手続の窓口対応についてお聞きします。

行政手続のために役場に来られる住民は、そもそも手続に不慣れであります。

生活上、その手続をしなければならぬ必要に迫られて、事情ができて役場に来るわけです。何度も手続をしているわけではありません。

ですから、不慣れは当然です。不慣れなため、不安な気持ちで手続をすると。その住民に対しては、親切、丁寧な態度で接することが基本であると思います。

そのためには、親切、丁寧な対応、印象の良い身だしなみや言葉遣いなど、接客、接客スキルを身につける研修を受けなければならないと思います。

窓口業務に携わる職員、管理職はその研修を受けているのか、現状をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

窓口対応や電話対応での接遇の良し悪しによって岬町の第一印象を判断されてしまいます。

そのため、職員一人一人が自分は役場の顔であるという自覚を持って窓口対応、電話対応を行うことが大切であると考えます。

岬町では、基本的な接客につきましては新規採用時や入庁して1年から3年の職員を対象に行っており、また日々の業務の中で先輩職員や管理職による指導も行っております。

全職員が岬町の顔としての自覚を持って、日々、窓口対応、電話対応を行っておりますが、住民の方からの接遇対応について厳しいご意見を頂戴することもまれにございます。

苦情などの厳しいご意見があったときは、その都度、管理職による指導の徹底を行うとともに、人事担当より接遇改善に関する通知を全部署に行っております。

住民の方は行政手続について不明な点が多く不安な気持ちを抱えながら電話でのお問合せや来庁されることもあり、接遇については相手の立場に立った親切丁寧が基本であり、その親切丁寧な接遇については全ての職員が行うものだと考えております。

今後も町全体で接遇対応の向上をさらに図るため管理職による指導の徹底やマッセOSAKAの活用、庁内研修を積極的に行い、住民の方に関わる全ての職員に対して計画的に研修を行ってまいります。

全体の奉仕者として、住民主権を主軸とした親切丁寧な接遇を行うことができる職員の育成を図ってまいります。

それから、接遇研修に関しまして、ご質問の管理職に関してのところですか。

管理職に関しては、今現在は新規採用職員や入庁1年から3年の若手職員、新任職員を対象に行っているのですが、平成27年度ぐらいに接遇の全体研修としまして管理職を含めた全職員の接遇研修を平成27年度当時に実施しております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私は、今、窓口業務に携わる職員と管理職は研修を受けているのかと聞いたのですが、ただいまの答弁では職員の新規採用時と採用して1年から3年の職員に研修を行っていることが分かりました。

管理職も含めた全体としては、平成27年に研修をしましたと。27年、少し前ですね。

それから、新規採用1年から3年の間の職員は受けていると。

どうなのでしょう、これは全員が受けていて、それで全員が接遇のスキルを身につけていると言えるのでしょうかね、これで。

会計年度職員は任期が1年のため研修は行っていないと聞いていますが、今、現実にこの役場の窓口業務をしている方、ほとんどが会計年度職員ですね。役場の顔になっているのですよ、会計年度職員は。

しかも、1年契約だから研修はしていないという話でしたが、1年契約の会計年度職員は契約更新で何年も同じ職員が窓口を担当していますよ。

それに、そもそも誰が会計年度職員か、本採用の職員か、手続に来た住民には分かりません。そんなことは関係ないのです、住民には。それはこちらの都合ですね。

手続に来た住民にとっては、窓口で対応してくれた人、その人が岬町の顔なんですよ。そんな事情は関係ないんです、それはこちらの都合ですね。

研修を受けていないが窓口業務を主に行っている会計年度職員、その職員には誰が指導してい

るのでしょうか。指導する側の職員も、あるいは管理職員も研修を受けていない、受けてから時間が経っているというのであれば、住民対応が良くなることがないですね、これ。

窓口業務のマニュアル、少なくともマニュアルがあれば、それを基に一応のことはできると思うのですが、全く課によって内容が違いますから同じものではないかもしれませんが、窓口業務のマニュアルというのがあります。現在、作成されていますか、お答えください。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

今現在、職員への接遇マニュアルとして使用している資料がございます。

実際、平成27年の研修当時は、職員向けで150ほどの資料をマッセOSAKAさんからお借りして、全体的に個別で資料を渡して、自宅やパソコンなどでEラーニング形式の研修を行っております。

今現在、マッセOSAKAに返却しているのですが、実際、住民の方から職員の接遇に関して不備があったり、そういう苦情があったときには、現物がこの紙のものなのですが、接遇研修の資料の内容が紙ベースがPDFになったものなのですが、実質、300ページございます。

中身的には、地方公務員として窓口対応、電話対応するときどういう心構えで接遇していくか、基本的な心構えから始まって、実際、窓口でいろんなお客様が来られますので、それに対応するようないろんな中身を盛り込んだ研修で、特に窓口でかなり厳しいご意見を言われる方もいらっしゃいますので、そういう方にも丁寧に対応できるような中身の研修マニュアルとなっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 マニュアルは一応あるということですが、日常的に見なければ意味がないですね、300ページ、そんなの見られないわね。

ということは、窓口担当する職員は一体何を基に業務を遂行しているのでしょうかね、何を基本に、何を基準に。個人の知識や経験を基に住民対応しているのでしょうか。

これでは職員管理、住民対応の管理といえますか、全くできていないと言わざるを得ないでしょうね、これは。

人事担当の範疇ですね、それで間違いないですか、人事担当。

最初の答弁の中に、住民に関わる全ての職員に対して計画的に研修を行っていくと、その計画というのは今作成中ですか、もう出来上がっていますか。できていないなら、いつ頃できますか。答弁、お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

職員研修計画ですけれども、研修計画に関しましては、毎年、年度当初に研修の内容等を決定しまして、方針等を決定して、内容を確定して研修計画をつくるのですけれども、今年は全体計画としての計画はまだできていないのですけれども、実際、個々の研修を先行して行っている状況でございます。

職員研修の第1回目というのが、いつもマッセOSAKAや、例えば4町でつくっている泉州地域地方自治講究会など、そういう研修でビジネスマナーを学んだり接遇研修を学んだり新人研修を行ったりしているのですけれども、今回の場合はコロナの関係で、接遇研修はまだできておりませんので、今後、接遇研修も入れて研修をしていくのですけれども、第1回目の職員研修としまして、今現在、議会の皆様の許可をいただいて、後ろのほうで議会傍聴をしているのですけれども、議会傍聴研修が今回の職員の1回目の正式な研修ということでございます。

その後、研修としまして6月16日、新規採用職員を対象としまして庁内研修、行政事務基礎研修を行う予定です。

研修の内容としましては、地方公務員とは何かを学び、契約事務や公文書作成事務、財務会計事務など新規採用職員の方に学んでいただきます。

次に、6月21日の月曜日には、これも庁内研修としまして認知症サポーター養成講座と聴こえない方に対する窓口対応講座を行う予定です。

研修の内容としましては、来庁される方の中には認知症の方、また、そのご家族や聴覚障害をお持ちの方など、身体的な困りごとを抱えておられる場合もございます。

その方々が来庁されたときにどのような手助けをすればよいのかを学び、一人一人の来庁者に寄り添った対応ができる職員を育成することを目的として開催いたします。

この研修は各課1名の参加を求める予定であり、幅広い対象者を指名する予定です。

このほかにも、昨年と同様に様々な庁内研修を実施する予定です。

また、平成30年度より取り組んでおりますマッセOSAKAが開催する研修に職員全員が一つ必ず受講することを目的とした全員研修も実施しております。

多くの研修を開催し、受講を促すことにより研修に参加しやすい環境をつくることにより積極的に研修参加をしてもらうように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、特に住民対応、窓口対応としまして、マッセOSAKAの研修の中で、タイトルが「ありがとうと言ってもらえる住民サービスの向上研修」というものがございます。

昨年、税務課の職員2名が特に窓口対応が多いということで、住民サービス向上研修に参加していただいています。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 いろいろ研修を計画しているのですね。その研修に、職員は必ず全員参加しているのでしょうか、お答えください。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

令和2年度の泉州地域地方自治講究会や庁内研修の研修受講率は85.8%でした。

過半数を超える受講率ではございますが、残念ながら指名した職員全ての研修参加には至っておりません。

研修に参加できない理由としては、研修当日に別の公務が重なっているのが原因です。別の公務などにより研修に参加できなかった職員に対し、別の研修日程を設ける研修の提供を行う庁内研修においては開催日数を増やすなど、積極的な研修参加の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 一つ誤解のないように言っておきますけれども、私は何も個人的にあなたを追求するつもりはないのですよ。

私が住民から聞いた苦情相談で、現に住民が困っている状況があると。だから、担当があなただから、その状況を何とかしないとイケないということで提案しているのです。言っている中身を酌んでくださいね。

研修を受ければ良いと言っているのではないですよ。住民対応はどうかということの問題にしているのです。それを分かってくださいね。それだけ言わせていただきます。

研修を計画しているけれども、研修に出なさいと言うけれども、仕事が忙しくて出られないと、仕事が忙しいので出られないというのはどうかと思うんですね。

突発的な公務もあるでしょうけれども、大体が研修というのは前もって分かっているものに参加できないというのは、その職場において、研修に参加できない事情があるのかと思うんですよ。

ということは人手不足なのかと思うのですが、各課においての適正な人員配置ができていないのか、その現状をお聞きしたいと思います。短めにお願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

適切な人員配置の把握を行うため、平成29年度に事務量調査を行いました。

事務量調査の結果、正職員は204名、非常勤職員数は166名、全体の合計で370名の職員数が必要との調査結果が平成29年度当時に出ました。

調査結果を踏まえまして、当時からの職員数の推移を申し上げますと、事務量調査を行った平成29年4月1日現在で、正職員151名、再任用職員16名、任期付き職員23名、嘱託職員6名、臨時職員185名の合計381名でございました。

今現在、令和3年4月1日現在の職員数でございますが、正職員数156名、再任用職員20名、任期付き職員27名、会計年度任用職員210名の合計413名となっております。

今現在、新たな業務も増加し、職員数は増加しておりますが、当時の事務量調査の結果と照らし合わせますと、合計人数は当時の事務量調査の必要数を満たしているものの、正職員数と非常勤職員数のバランスに関しまして調整が必要であると考えております。

適正な人事配置につきましては、事務量を参考に正職員数と会計年度任用職員など、非常勤職員数とのバランスの調整を図る必要がございます。

また、総人件費の抑制を図りながら、新たな定員管理計画を策定し、多岐にわたる行政需要に応える職員の育成を図りながら様々な行政環境に対応できる人事配置が必要と考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 職員の人員配置や職員一人ひとりのスキルアップ、そのための研修というのは行政サービスや住民サービスに直結する課題であると思います。

こちらの都合で住民に不快な思いや負担をかけるのではなく、住民に寄り添った行政運営を行うように求めておきます。

住民サービス向上のためには、私、今、研修のことを申し上げましたが、研修と同時に、研修というのは日常の職場を離れて専門の講習、講演を聴くということですね。あるいは、庁舎内にしても会議室で行うとか、そういうことですね。机上論というか学ぶ、その研修と日常的に、今、窓口業務を行っています。その窓口業務をしている現場で、今の対応はどうだったのかということ指導する上司も必要ではないかと思うのです。

今、研修だけ受けて来ても、そこで実際にそれが実践できなかつたら意味がないです。それがそのとおりできているのか。

今の住民に対する対応はどうだったのか、たまたま今の住民は何も言わずに帰っただけけれど、今の言い方はおかしいのではないかと、そんな指導をする、そういう体制は取れているのかと思うんですね。

それは上司、管理職と思うんですね。

つい最近こんな事例があったのです。住民が手続のために来られました。家族を亡くされたのですね。家族を亡くされて手続しないといけない。それが一つの窓口で手続が終わらずに幾つも指示どおり回っています。

そもそも、冒頭に言いましたけれども、住民は手続に不慣れだと。不安な気持ちで来ていると。まして家族を亡くして傷心、失意の中で来ているのですね。

しかも、幾つも窓口を回らなければいけない、それも分からないし、不安であると。

そういう中で、窓口の担当の人が「大変でしたね、このたびはご愁傷様でした。」と言われてうれしかったということですね。

ところが、一方、別の窓口では知らない顔をしているのです。しかも、その窓口の担当者は、以前から自分も知っているし、亡くなった家族も知っていると。それにもかかわらず知らない顔をしていると。何と冷たいのかなと、その方は言われていました。「役場の職員は血も涙もないのですか」と言われました。何も言い返すことができませんでした。

そういう対応が現実にあるのですよ。それが担当者、あるいは管理職、あるいは人事担当が入っていたのか知らないですけど、そういう事例があったら入っていく、そんな仕組みも必要ではないかと思うんですね。それは非常にまずい対応ですよ。

いくら子育てにやさしいまちづくり、それから、温もりのある町、岬町といっても、温もりって何かと思うんですよ。気温が高いことかなと。

政策がどこにあるのかなと、政策にいくら温もりがあっても、窓口で実際にそんな対応をされたら、全然温もりはないですよ、これ。それだけ大きな意味があるんですね、窓口対応というのは。

理事が最初に答弁されました岬町の顔だと、役場の顔になるのだと、そういう意味があるんですね。

日常的にしっかり窓口業務を担当している人、職員を見て、指導、注意できるような、そういう体制をしっかりつくってほしいと思うのです。

それを指導していくのが人事担当と思うのですけれども、それを全管理職に伝えていただけですか、どうですか。答弁お願いします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 坂原議員のご質問にお答えします。

人事担当として、私も電話で職員のクレームとか、たまに受けることはあるのですけれども、

坂原議員から、そういうことがあったということをお聞きしたのは初めてでございます。

そういう不快な思いをされた住民の方に大変申し訳なく思っております。

今現在、ここの議場にいる特別職を含めて管理職全員が出ているのですけれども、一般質問を第1会議室で、下でも各課長も係長も業務に支障がない職員はこの放送を聞いていると思います。

今後、そのようなことがないような形で、今現在聞いている管理職はもとより、全職員に対してこういうことがあった、二度とこういうことが起こらないようにということで、接遇に対する心構えを改めるような形で職員全員に通知したいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 最後に町長、今の件でどうでしょうか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

今、坂原議員からいろいろと窓口対応について住民からいろんな問題点の提起をされ、ご指摘をいただいたわけなんですけれども、私は部長会議等で、また理事も含めて、都度、窓口対応とか町全般にわたる住民へのサービスの低下にならないようにということで、かねがね口が酸っぱくなるぐらい言っているぐらいなんですけれども、そういった中で、まだ坂原議員のおっしゃるようなことがあるとするなら、しっかりと名前を言っていただいて、意見箱というのを置いていますから、そこに書いていただく。私から再度、住民に配布して住民の皆さん方と寄り添えるような、そういう窓口対応をしっかりと指示してまいりたいと思います。

今は人事担当ということでご指摘をいただいたんですけれども、これは各課長がしっかりとその職場の窓口対応を監督する、また職員研修に部下を出す、そういうことに心がけるよう、私から指示をしていきますのでご理解賜りたいと思います。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

2時50分まで休憩させていただきます。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

新型コロナに感染したことによって亡くなられた方々、そのご家族にお悔やみを申し上げるとともに、治療中の方々におかれては一刻も早い回復を願うものであります。

新型コロナウイルスの新規陽性者数は減少傾向にありますが、国も大阪府も検査も保証も不十分極まりなく無為無策と言わざるを得ません。

第4波で、大阪府では日に最大で1, 260人という感染者を記録しました。第3波の緊急事態宣言の解除後、変異株による感染が広がり、たちまち重症病床が100%を超えるに至り、大阪の医療は破綻に陥りました。

手術の延期など、コロナ以外の治療にも深刻な影響を及ぼし、コロナに感染し重症化しても医療にアクセスできないまま命を落とすという異常事態が多数発生し、死者数では一時インドを上回る深刻な状況でした。

これらは、保健所を減らし、保健衛生行政を縮小し、病院と病床を減らしてきたことによるもので、大阪府政の責任が問われなければなりません。

今後においても、新たな変異株への警戒を強める必要があり、検査体制の拡大、保健衛生と医療の強化が求められます。

緊急事態宣言期間がさらに延長されましたが、解除後の再拡大を防ぐために、政治がさらに役割を果たすことが切実に求められています。

そんな中でも、菅政権はオリンピック・パラリンピックを強行しようとしており、国民の反対は8割にも上っています。この夏の実施は中止し、全ての力をコロナ対策に集中するべきであります。

この間の国際オリンピック委員会の幹部の一連の発言は、命よりも五輪優先という常軌を逸した発言であるにもかかわらず、菅首相は一言の抗議もしようとしないという情けない態度であります。

平和憲法の改定に道を開く国民投票法を強行し、コロナ禍の下だというのに高齢者の医療費窓口負担2倍化法案や病床削減法案を強行しようとしています。

もう一方で、入国管理法の改悪案は国民の批判と野党の共同した反対の運動を前に断念せざるを得なくなり、声を上げれば政治が変わることを鮮明に示しました。

国や大阪府の無為無策とも言うべき状況の下、最も身近な地方自治体である岬町が住民を守る防波堤として、その役割を果たすことを求めて一般質問を始めます。

まず初めに、コロナ危機を乗り越えるためにと題して質問を行います。

この間、コロナ危機を乗り越えるために様々な角度で質問してまいりました。今回は、まずワクチン接種についてお尋ねします。

深刻な感染状況や海外のワクチン接種の効果から、安全性を確保しながら混乱なくワクチン接種が進むことが望まれると考えるものであります。

4月28日からワクチン接種の予約が始まり、当初はかなりの混乱がありましたが、現在のところコールセンターもつながりやすくなっています。

これまでの取組と今後の接種計画をお示してください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

全国の市町村一律に供給されました一箱195バイアル、975回分のワクチン量を基に4月28日に予約を開始し、5月10日からワクチン接種を本格実施いたしましたが、住民からの問合せや予約受付を行うコールセンターの電話が3回線につながらず、またインターネットによる予約も同時に受付を開始したことで、1時間10分ほどで予約が埋まってしまうという状況でした。

当初、ワクチン供給の見通しが不透明であったことで十分な予約枠を設けることができなかつたのも一つの要因でございますが、その後、国から6月末までに65歳以上の全ての方が2回接種できる量を供給することが示され、また接種していただく医療機関のご協力により、約5,680人の高齢者の方が2回接種できる体制が整い、予約枠を設けることができました。

当初、予約時の反省を踏まえ、5月18日から予約を再開した際には、コールセンターの回線を7回線に増設し、年代別に受付を行ったことで電話が繋がらないといった問合せは少なくなり、スマートフォンによる予約方法の問合せで来られた方には急遽サポート会場を設けて職員が操作方法のサポートに当たるなどの対応に努めたところでございます。

今後のワクチン接種ですけれども、今後、国が示す接種順位に基づきまして、65歳未満の方のうち、次に優先される方は基礎疾患を有する方、高齢者施設等で従事される方及び60歳から64歳の方になります。

現時点での実施計画では、次に優先される方に接種券を6月下旬に送付し、現在、実施しています高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえて、可能な限り空白期間が生じないように順次進めてまいりたいと考えております。

次に、優先される方を把握するため、16歳から59歳以下の方全員に案内はがきを送付し、

あらかじめ連絡をいただく方法で現在準備を進めています。

連絡いただく方法につきましては、インターネットまたはコールセンターで受付する予定でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 初めの混乱の大きな一つの要因は、今、お答えいただいたとおり、ワクチンの供給量がはっきりしなかったということだと思います。

よその自治体では、国がとにかく急いでワクチン接種をやりましょうということを言っているので、いつ自分のところに届くのかよく分からないけれど、幾つ自分のところに届くのかよく分からないけれども、とにかく予約を先々まで入れてしまえというような、少し乱暴なこともあったようではありますが、岬町においては、きちんといつ何回分のワクチンが入ってくるかということが連絡があって確認できてからという丁寧な対応になったということが言えると思うのですが、ただ、予約を取るほうにしたら非常に大変だったということだと思います。

それもこれも、国のやり方がそもそも乱暴だったということだろうと私は思っていますけれども、岬町としては、先ほどご説明の中にあつたとおり、急遽サポート会場を設けられたということをおっしゃいました。

それは、予約の仕方が分からないといってスマートフォンを持って来られた方への対応だったのかと思うのですが、その状況についてもう少し具体的にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今回、インターネットによる方法ですけれども、スマートフォンをお持ちの方でもどのように操作しているのかわからず役場の窓口にとくさん来られまして、窓口で対応することができなくなったということで、第2庁舎の1階会議室に急遽会場を設置し、本人がお持ちのスマートフォンの操作について職員が接種券番号の入力、パスワードの入力、また1回目、2回目と予約する医療機関、予約する日程などを聞き取りながら、一緒に操作して予約を取ったという状況でございます。

18日からその週の金曜日まで行いまして、1日に10人から20人程度の方が来られて対応させていただいたところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に親切な対応だと思います。

私、この後でデジタル難民という問題についてもお聞きしますが、こういった方、スマートフォンは持っているのだけれど、操作の仕方が分からない。

私はまだ申し込む基準に達していないので、実際の画面を見たことはないのですが、ログインができないのですが、ただ、お話を聞いていると、煩雑な入力が必要だなと、何段階もしていけないといけないのだということを改めて思いました。

ですので、そういった形で、臨時でサポートの会場を設けて対応されたということは非常に懇切丁寧な対応であったと思います。

本来であれば、そういったサポート会場を用意しますということも改めて、あらかじめ周知して、そういった方への対応も含めて準備を進めておくべきであったのかなということは思います。

過ぎたことですので、今からそうするべきであったのではないのかということについて、あまりことさら申し上げることはしませんが、次回からはそういったことも検討に入れてお考えいただく必要があるのではないかと意見を申し上げておきたいと思います。

それから、今後の接種の計画ですが、先ほどお答えいただいた中では、今は65歳以上の希望される方の接種を、政府としては7月末までに2回接種を終えなさいということを言われていて、岬町の実態としては、8月初旬までかかってしまう人もいるけれども、多くの希望される方は7月中に2回の接種が終わるということで進めておられるのだろうと思っています。

徐々に空きが出てくるわけですから、65歳以上の方の予約に隙間が出てきますね。そこに、60歳から64歳の方にまず受けていただきたいと、予約を入れていただきたいというのが次の年齢の区分でいうと段階なのかなと思います。

そのときの順位について、先ほどお聞きしました。

まずは基礎疾患をお持ちの方、それから高齢者等施設の、これは従事者ですか。高齢者等の施設でお仕事をされている方、それから60歳から64歳という、この三つを一つの条件というか、早く接種を受けていただくということで進めていくというのが第2段階だということをお聞きしました。

それについては、そうなりますと60歳から64歳の方に次の段階として6月下旬と先ほどおっしゃいましたが、クーポン券そのものを送るということによろしいですね。

その次の段階、第3段階として59歳以下の方についてあらかじめ連絡をしてということをおっしゃっておられました。

その第3段階の計画について、もう少し詳しくお聞きしておきます。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

次の段階ということで、まず高齢者に続いて60歳から64歳の方が対象となります。

それと併せて基礎疾患を有する方、また、高齢者施設等で従事される方が同時の優先順位となっております。

そこで、59歳以下の方々で基礎疾患を有する方、もしくは高齢者施設等で従事される方についてはこちらでは把握できておりませんので、先ほどお話しさせてもらったとおり、案内はがきを送付させていただきました。それに該当される方については連絡をいただき、その方については60歳から64歳の方と合わせて接種券を郵送させていただきたいと考えております。

その後、それ以外の一般の方につきましては、40歳未満の方と40歳以上の方を接種券のほうを郵送させてもらうように計画として立てているんですけども、引き続き接種状況も踏まえながら、その時期につきましては、また改めて対象となる方に周知をさせていただきたいと思っています。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 少し頭がごちゃごちゃになっておりました、失礼いたしました。

60歳から64歳の方にはクーポン券を送る、6月下旬頃。

それから、それ以外の、要は59歳以下の方については、案内はがきを送る、自己申告をしていただく。

その自己申告の内容としては、基礎疾患を有する方と、高齢者施設等でお仕事をされている方はお申出くださいと。ほかの方より早めにクーポン券を送りますよということですね。

そうなりますと、早めに接種をしていただく方、基礎疾患をお持ちの方はもちろん早めにということとなりますが、高齢者等施設の従事者、この二つの条件だけでいいのかという問題が出てくると私は思っているのです。

具体的に申し上げますと、高齢者等施設という言い方をするのですけれども、それは入所している、また、障害者施設でありますと居住している方、そういう施設でお仕事をしている方ということに限られるのですね。

例えば、ホームヘルパーをしておられる方、それから、ケアマネジャーといったような、ご高齢の方と日常的に接する機会の多い方、こういう方も自分が感染を広げるのではなかろうかということで非常に不安を感じながら対策を取って日々お仕事をしているわけですね。

こういう方であるとか、また仕事の先に一定の集団がある、役場などもそうだと思うのですが、けれども、例えば保育所、幼稚園、小中学校の教職員、こういった方々も優先順位としては高く位

置くべきなのではないかと。

クラスターの発生を懸念しなければいけない、実際にあちこちで学校などでもクラスターは発生しているわけですが、そういったところで勤務されている方も優先順位としては高く位置づける必要があるのではないかと思うのですが、その点についてはいかがかお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

次に優先される高齢者等施設に従事する方の施設には、岬町に特別養護老人ホームが1か所、介護老人保健施設が3か所、有料老人ホームが3か所、軽費老人ホーム、ケアハウスが1か所、生活支援ハウスが1か所、サービス付き高齢者向け住宅が2か所、認知症対応型グループホームが1か所ございまして、入所系、居住系の施設となっております。

国が入所系、居住系に従事する方を高齢者に次いで優先する理由につきましては、業務の特性上、仮に施設で感染者が発生した後にも高齢者の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともにクラスターを抑制する対応を行う必要があるということをご理由としております。

本町では、原則、国が示す接種順位に従いまして接種を進めてまいりますので、入所系、居住系施設以外の通所系、居宅系サービスに従事されますホームヘルパー、ケアマネジャーの方につきましては、高齢者の次の優先される方の後の接種でお願いしたいと考えております。

現在、65歳以上の高齢者の方が順次接種されています。5月18日に予約を再開した後も複数のワクチン接種をする医療機関から1日の接種回数を増やしていただくなど大変ご尽力いただいているところでございます。

接種を希望される対象者全員が安心して、できる限り速やかに接種を受けていただくよう努めてまいりたいと考えています。

また、保育士とか教職員の方々につきましては、議員言われますように、接種順位、急いで打っていただく必要もあるかと思いますが、そちらの対応につきましてはワクチンロスへの対応などで、廃棄する事態が生じた場合において、対応を国は示してきているところがございますので、そういった方法で一度検討させていただければと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本当に町内の病院や診療所、非常に協力をしてくださりワクチン接種が順調に進んでいると思いますし、負担も大きい中ですが何とか感染を抑えたいという思いでご協力いた

いているのだと思うのですね。

それで、今、順位を上げるべきだという話をいろいろしていたのですが、通所施設について特に言いますと、もう既に高齢者施設等でのワクチン接種というのは終わっていたりする、順調に進んでいたりするのですけれど、その施設の中に通所を併設している施設などもあるわけですよ。

そんなところなどは同時に進めたりするほうが合理性が高いと思うのですけれども、そういうことは実際になされているのかどうかはお聞きになっていますでしょうか。

一応、国からの指示だと、入所、入居系が先だと、通所系は後だということになると、一つの建物の中で入所されているゾーンもあれば、通所して来られている方もいる。

当然、入所者がデイサービスに、通所のところに来るといような形で入り混じっているわけですね。

そんなところは、通所がどうか、そういうことをうるさく言わないと、全部まとめてやってしまうほうが絶対合理性が高いじゃないですか。

岬町内にもそういった施設があるわけですが、そんなところはどのように運用されているのか、もしご存知でしたらお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

現在、65歳以上の高齢者の方と併せまして高齢者施設等に入居されている、居住系、入所系の施設につきましても、高齢者の方と合わせて従事者の方も含めて同時に接種させていただいております。

先ほど議員ご紹介いただきました、入所系、居住系に併設している施設につきましても、国から同時接種して差し支えないというふうな通達がございましたので、そういうことを施設側に説明をさせていただきながら、施設側で手を挙げていただいて接種をさせていただいていると担当から確認しております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 岬町においては、今、挙げたようなところは合理的な接種の進め方をされているということが確認されました。

それから、優先順位の問題で、保育所の職員や幼稚園、小中学校の教員も優先すべきだということを私は主張しているわけですが、それについては、ワクチンロスへの対応で国から指示があったということのようであります。

そういうことがうまくできるようであればいいと思うのですが、なかなか、今言ったような方々は子どもたちと接しているわけですね。

例えば、病院から、「今日、予約が入っていた人が体調が悪いので打たないから、打ちに来て」と言われてすぐ病院に行けるのかといえばなかなか難しいですね。

ですので、ワクチンロスへの対応がうまくいくのかというのが率直に言って私は不安に感じる場所です。

やはり、岬町として優先順位を上げるということを決めていただいて、そういう方、もちろん希望される方ということになりますけれども、優先してどうぞ打ってくださいという考え方をしっかりと示すべきではないかと思っておりますので、そこについてはご検討いただきたいと思っております。

この問題は全国的にいろいろどう考えるべきかということで混乱があるのだろうと思うのですね。

ちょうど昨日、厚生労働大臣が優先接種、優先順位について考え方を示しておられたのですが、お聞きになりましたか。

私から言います。

要するに、優先順位は自治体で判断してくださいというように、厚生労働大臣がはっきり言っているのですよ。

ですので、いろんな考え方が示されていたり、あと考え方の中に都道府県と相談してなどいろいろ書いていますけれども、やはり責任を持って実施するのは市町村ですから、市町村として独自に判断基準を持って進めればよいと厚生労働大臣も堂々とお墨付きを与えていますから、ぜひ岬町で適切な考え方を進めていただきたいと思っております。

特に、保育士はゴールデンウィークのちょうど終わったところあたりでしたか、岬町内の保育施設で感染者が1人出たと、確認されたということがありまして、本当にあわやクラスター発生かという状況であったのではないかと、本当に私はヒヤッとしました。

ですので、集団があるところにはしっかりと接種を集団で行っていくということをご検討いただきたいと申し上げて、一つ目は終わりたいと思っております。

引き続き、コロナの問題で検査体制の拡大についてお尋ねします。

これまでも繰り返し検査の拡大を求めて質問をし、徐々に進んできたPCR等の検査ですが、高齢者施設等における定期的な検査は3月末であった期間が延長されました。

これは当然のことですけれども、この議会でも声を上げた一人としてうれしく思っております。

また、岬町としても大阪府に働きかけたいという意欲を示しておられましたので、その声も一助となったのではないかと考えています。

ただ、大阪でも、全国的にも、実施の施設は半数程度にとどまっているというのが実態でありまして、前回、3月の議会の質問のおりには、町内施設での検査の実施状況をお聞きしました。

当時、対象施設は10施設、うち大阪府の行う検査を実施している施設は4か所というお答えでありました。4割ということが示されたところでありました。

今回、この質問に先立ってお聞きしたところ、対象施設は障害者施設も加えると、岬町内では11の施設とのことでありました。

その11の施設のうち、何らかの形でPCR等の検査を行っている施設は現在何か所となっているかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

今、議員ご紹介いただきました大阪府において高齢者施設等での定期的な検査につきましては、令和3年2月より実施されておりまして、引き続き、令和3年6月まで実施されると聞いております。

岬町において実施対象とされている高齢者施設では10施設、そして、今言われましたように障害者施設に1施設ございまして、そのうち大阪府の定期的な検査を実施されているのは高齢者施設で4施設、障害者施設で1施設ということで5施設になります。

それ以外に、医療機関に併設されている施設につきましては、独自で検査を行っておりまして、その施設が2施設。そして、法人として和歌山県で実施されている施設が1施設で、合計、何かの形で定期的に検査されているのは8施設ございます。

残り3施設につきましては、何らかの理由で実施されていない状況となっております。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　何らかの形で検査が定期的に行われている施設が11のうち8施設まで確認ができたということはよかったですと思います。

それで、今お答えの中で、何らかの理由で検査を実施していないということが聞かれました。全ての施設でこの定期的な検査が行われるのが望ましいと思います。

実施していないからその施設が悪いなんて言うつもりはありませんけれども、定期的なPCR等の検査を広げることが非常に大事だと思うのですが、その何らかの理由というのは、どういった要因が主に考えられるのかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

このPCR検査につきましては、検査の検体を持参して検査していただく必要がございまして、その検体を持っていく場所について、3月末までは岸和田保健所、4月以降につきましては、さらに遠くなりまして和泉保健所に変更したところでございます。

残りの3施設につきましては、検体を持っていく時間的余裕とか、そういった時間的な要因もございまして、なかなか実施には至ってないというふうに聞いております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは本当にひどい話だと私は思うのです。

3月末までも、採った検体を施設から岸和田の保健所まで持って行かないといけなかったと、岬町は端だから仕方ないとはいえ、岸和田まで遠いですよね。

それがさらに、今は和泉の保健所まで持って行かないといけないということになると、これは片道1時間半見ておかないといけないわけですね、道が混んだら2時間ぐらい見ておかないといけませんよね、片道。

こんな負担をどうして施設にさせるのかと、これは本当に、大阪府に対して私はとても腹が立つのです。

やりようはいろいろあると思うので、ぜひ、このことは大阪府に岬町からさらに、またものを書いてほしいと思います。

いろいろな方法がありますよね、運送会社に例えば頼む。だって、検体届けてもらうときは、恐らく運送会社などをお願いして届けてもらうと思うんですよ。

回収は運送会社に頼む、あとは、今は旅行業界なども大変ですよ。例えばタクシー、そういう事業者が非常に困っているわけですよ。そういうところに大阪府が依頼をして回収を頼んだら、施設も助かる、タクシー会社や観光事業者など、そういうところに依頼をすれば、そこも少しの売上にはなるかもしれないということで、ぜひ、施設の負担を減らす努力をしてほしいということは訴えていただくようお願いしたいと思いますので。

この検査の問題で、今、施設での定期的な検査のことについて申し上げてまいりました。

この施設での定期的な検査も含めて、無症状者の感染者を発見するということが引き続き重要な役割を果たすこととなります。

それを社会的検査と言うわけですが、これを広げていくことが大切になるということは繰り返し申し上げてきたところであります。

施設以外でも、より幅広く繰り返し検査が行われるべきでありまして、泉州地域でも独自の検査センターを設ける自治体が出てきております。

泉大津市では、5月末までを期限に開設していた検査センターを8月末まで延長することを決めました。

泉佐野市でも、7月上旬の開設に向けて準備を進めております。

岬町でも、無料で何回でも検査ができる体制を整えることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

無症状の方の検査、いわゆる社会的検査ということで今ご紹介いただきました。

無症状の方の検査につきましては、検査結果、その時点で陰性であってもいつ感染するか分からず、定期的実施する必要がございます。

以前よりは安価で検査ができるものもあって伺っておりますが、定期的実施するためにはやはり費用がかさみ、負担が大きくなるものと考えます。

また、検査の結果、陽性となった場合の対応については、医療機関に協力をお願いする必要もございます。

近隣市町の状況を調査し、また医療機関においては、現在、ワクチン接種でご尽力いただいている中で、検査の協力が得られるか、また実施できるかどうかを併せて検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ほかの自治体の検査の状況をよく調べていただいたらいいと思うのですが、医療機関に無理をしていただく必要は全くない形で実施できます。

というのが、今言いました泉大津市も泉佐野市も民間の検査センターを誘致するという格好で行っているのですよ。

結構、今おっしゃるように、安価でいろいろなところが検査に取り組んでいるので、最近増えてきているのは大阪府下でも民間の力を活用してと、ご協力をいただいているということになるので、検査に関わって行政検査以外で医療機関に協力をお願いするという必要はないと思います。

いろんな手法が出てきていますので、ぜひ、これについては研究も進めていただきたいと思います。

結果で陰性であった場合と陽性であった場合について言及されましたが、陰性であったから安心して遊ぶという考え方がありますよね。

それは、確実性はないわけですよ。ご本人も陰性であったから、僕は大丈夫、私は大丈夫と思って遊び回るような人ばかりではない。その瞬間、陰性であったということに過ぎないので。だから、繰り返し検査が必要だということになっていることは多くの皆さんがもうご存知だと思います。

それから、陽性であった場合にどう対応するかということですが、そうなったら、即、行政検査に移っていただければいいわけで、普通に民間のPCR検査を受けたら陽性の可能性が高いということで行政検査につなぐということで、その後は陽性者であった方が乗るルートに乗っていけばいいわけなので、あまり恐れずにいろんな手法について可能性を探っていただければいいかと思います。

ワクチン接種は進めつつ、ワクチンは100%ではありませんので、2回の接種をすれば絶対にうつらないというものではありませんから、また、今後さらなるウイルスの変異に備えるということも考えた上でも検査の拡大の必要性を改めて求めておきたいと思います。

それから、もう1点検査の拡大の問題で、職場で陰性確認の提出が求められるケースが出てきているようで、実際に、私もそういった訴えをお聞きしました。

職場から検査を受けて陰性の確認を出してほしいと言われるのだけれど、職場は検査のお金を出してくれません。若い方で、非常にお困りだという声が寄せられたりしましたので、そういったところでも身近な自治体が役割を果たしていただきたいと求めておきたいと思います。

3点目の町独自の支援策、とりわけ国民健康保険料のコロナ減免の継続についてお尋ねいたします。

1点目で時間を取ってしまっております。

町独自の支援策については、あらゆる階層を視野に入れた施策が行われ、私は温かみのある町政を具現化していると大いに評価しているところであります。

過去に求めてきた多くの施策は今年度も継続、拡充されることが確認されておりますので、ここでは国民健康保険料のコロナ特例減免についてお尋ねします。

昨年度実施されたコロナ特例の減免は今年度も継続することが求められると考えるものですが、岬町ではどうなさるお考えかお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 簡単にお答えをさせていただきます。

令和3年度における国民健康保険のコロナ減免につきましては、一部市町村に財政負担が生じますが、基金を活用して引き続き実施してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 すばらしい答弁です。

これ、制度として前年比なのですよね、前々年度比も必要ではないかと思っているのですけれども、少なくともコロナの特例の減免、自腹を切っても支援しようという意思が示されたので大いに評価したいと思います。

周知を漏れなく、対象になる方が知らなかったということにならないように努めていただくよう求めて、大きな一つ目のコロナに関わる質問については終えたいと思います。

二つ目のデジタル難民対策についてお尋ねします。デジタル化社会が急速に進み、様々な場面でインターネットの活用が求められるようになっております。

便利さの反面、デジタル機器を持たない者にとっては情報から遠ざけられ、権利の行使そのものが損なわれる自体が生まれております。

先ほどお聞きしました先日のワクチン接種の予約では、丁寧な対応もなされたようでありましたけれども、インターネットを活用した予約が圧倒的に有利でありました。

また、南海電鉄では5月22日のダイヤ改正以降、紙の時刻表を作成しないこととなっております。

国のコロナ対策では様々な事業や支援策は原則インターネットを通じての申請です。

持続化給付金も家賃支援給付金も、今年度実施された一時支援金も、今後実施される月次支援金も同様であります。

支援が受けられる対象でありながら、インターネットの環境がない、使いこなせないという理由で、そもそも情報が入手できないといった状況や、申請が極めて困難な状況に追い込まれてまいります。

役場の機能として、デジタル難民を視野に入れた対応が必要ではないかと考えるものであります。岬町のお考えをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 インターネットが世界的に普及している昨今の世の中におきまして、インターネットなどのICT、情報通信技術を活用できる人とできない人の格差、いわゆるデジタルデバイドが生じており、ICTを十分に活用できない情報弱者が様々な場面で不利益を被ることが問題となっていると認識しております。

社会のデジタル化の目的は国民全体の暮らしをより便利にすることであり、ICTを使いこなせるかどうかで、新たな格差を生むことがあってはならないことであり、デジタル改革関連法として成立し、5月19日に公布されたデジタル社会形成基本法の基本理念の中では、全ての国民が情報通信技術の恩恵を享受できる社会の実現が掲げられております。

基本法ではデジタル社会の実現に向け、地方公共団体にもその責務が課せられており、本町におきましても情報弱者を置き去りにしない取組が重要であると考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 いい回答であります。

では、具体的にどのように置き去りにしないことができるのか、何か具体策をお考えであればお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 昨年12月に公表されました国の自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画では、自治体DXの取組と併せて取り組むべき事項の一つにデジタルデバイス対策を掲げ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう、令和3年度から幅広い関係者を巻き込んでデジタル活用支援を展開する方針が示されており、高齢者等に対しての説明会、相談会の開催、地方自治体による地域住民に対するきめ細やかな取組を促進する地方財政改革措置が行われております。

デジタル活用支援の具体的な取組例としては、携帯ショップや商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域おこし協力隊など、地域の幅広い関係者にアプリの操作方法、エラー発生時の対応といった日常的な相談、オンラインでの行政手続等の利用方法に関する出張講座の開催などのアウトリーチ型の支援などが示されております。

現状、コロナ禍の中ではなかなか事業を進めにくい状況ではございますが、地域おこし協力隊やシルバー人材センターにご協力をいただき、まちづくり交流館を活用するなどの方法により、デジタル活用の支援を進めていくことができないかと考えております。

デジタル活用の支援員やサポーターとして地域おこし協力隊やシルバー人材センターと連携することは、地域おこし協力隊にとっては地域住民との交流の機会に、また、シルバー人材センターにとっては高齢者の雇用機会の創出にもつながるといったメリットもあると考えております。

情報通信技術の急速な進展に伴いまして、行政においてもデジタル化の流れは避けて通れないところであり、今後、様々な行政手続においてもデジタル化が進められることとなりますが、情報通信機器を使いこなすことができない方が不利益を被ることがないよう、これまでの文書や対

面での手続も継続していく必要があると考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私はデジタルは極めて苦手なのですけれども、悪いことばかりでは決してない、今、ご答弁にあったとおり、利益を最大限享受できるように。ただ、置き去りにならないようにという努力は強めていただきたいと思います。

今、具体例を幾つか挙げてくださいましたけれど、一つひとつ実現できるところから手をつけていただきたいと思います。取りあえず、目の前にある課題としては、先ほど申し上げました事業者支援の一環として月次支援金というのが今始まっているわけなのですよね。

それは、インターネットでないと自分では申請ができませんので、ここには担当者がいないということと、あと残り時間が少ないという問題があるので、ぜひ、産業の関係になりますから、そういう国の制度の申請についてもサポートができるような環境を整えていただきたいと思います、ぜひご検討いただくように要望しておくにとどめたいと思います。

先ほど、ワクチン接種の予約のところ、もともとスマホを持ってくればサポートを受けられるというような環境を用意しておけばよかったと、事前に案内しておけばよかったということも、これに通じるものだと思いますから、何かの施策を行っていくときに、ぜひサポートについても併せて考えていくようにしていただきたいと思います。

最後の質問をいたします。公民連携の促進についてお尋ねします。

今年に入って以降、公民連携、これは公共と民間との連携ということですが、それが大いに進められているようでありまして、この機会に、その目的や協定を交わしている企業、また、それぞれとの連携協力事項についてお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田 武司君。

○寺田総務部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、公民連携が必要とされる背景でございますが、人口減少、少子高齢化が進展する中、魅力と活力あるまちの実現に向けて、本年4月より第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口減少社会に対応できるまちづくりの推進に向けて取組を進めております。

基本目標の実現に向けては、岬町単独で取り組むのではなく、町内外の企業の人材、資金などを活用することで、円滑で効果的な事業推進を図れるものと考え、企業との連携協定の締結、企業提案の受け入れなど、多様な人材の活用を推進することにより総合戦略の推進を図ってまいりたいと考えており、公民連携を推進しているところでございます。

協定を締結している企業をご紹介します。

公民連携については、本年2月に株式会社官民連携事業研究所と公民連携促進に関する連携協定書を締結しております。

それぞれが持つ資源や特徴を活かし、地域の様々な課題解決や地域の持続発展に寄与することを目的としており、本町の事業に役立つ技術やノウハウを持つ企業を無償で紹介していただく会社であります。

官民連携事業研究所の紹介により、連携協定締結第1弾として、本年4月21日に株式会社YOLO JAPANと締結いたしました。

YOLO JAPANは在留外国人向け情報メディアや就労インバウンド施設YOLO BASEなど、在留外国人向け生活支援全般のプラットフォームを運営しており、約230か国、約18万人の外国人が登録されております。

本町においても、行政が抱える課題解決、地域活性化、観光などの様々な分野でYOLO JAPANのノウハウ、アイデアを積極的に取り組む必要があると考え、連携協定を締結しております。

現在、国内で英語学習と異文化交流が同時に体験できるYOLOイングリッシュキャンプなどが岬町内の施設でできないか検討しているところでございます。

次に、先日5月28日に連携協定を締結しました株式会社Another worksをご紹介します。

連携の目的は、有能な民間人材の知見や才能、実績等を最大限に活用することで、地域の様々な課題解決や地域の持続発展に寄与する連携を促進させることでございます。

Another worksは複業したい人と企業をつなぐ複業マッチングプラットフォームを展開しており、本町では広報戦略アドバイザーを5月28日から募集しており、本町のホームページや広報紙など、あらゆる情報発信についてよりよいものにしていくため取組を行ってまいります。

次に、学校法人村川学園との地域活性化に関する連携についてご紹介させていただきます。

村川学園は大阪府泉大津市で大阪調理製菓専門学校を運営するほか、東京にも調理師を育成する専門学校を展開している学校になります。

当学園との連携では、2025年大阪万博に向け、漁業、農業が盛んな泉州地域を美食の街として国内外へ発信していく取組を推進するため連携できないかとの申出がありました。

村川学園は大阪泉州9市4町と同様の連携をしております。

なお、本来4月には村川学園で指導を行うミシュラン星付きレストランのシェフなど、トップシェフによる各市町の食材を使用した料理、スイーツの試食会を開催しております。

本町からは、猪肉とブルーベリーを提供しまして大変好評であったと聞いております。

引き続き、地元食材等を使った商品のPRや販路拡大など連携を進めたいと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私、今年に入ってから、連携協定を結びました、結びましたという報告、事務連絡をいただいておりますので、中身についてどういうものなのか疑問を持っていました。

このたび、今、ご紹介いただいた協定先との協定書を資料としていただきました。

そこに、連携協力事項というのがありまして、それが一つのこの連携をするに当たっての目的ということになると思うのですが、そこに書かれているものは非常に抽象的な表現が多いのですね。

今いろいろご説明をいただきましたので、あそこに書いてあった協定の連携協力事項はそういう形になって現れてくるのかということが聞いて初めて分かるのですが、非常に漠然とした中身が並べられております。

例えば、まちの、地域の活性化と言われたら、それぞれ皆さん何を連想されるかわかりませんが、いろんなことがこの地域活性化ということの中に入ってくるわけですね。

ですので、何でもできる、そのようにも私は感じています。

それで、こういった取組は前向きに評価できるものもあるとは思いますが、なぜ民間が公共の分野に参入をしようとするのかということについては、私は慎重によく見ていく必要があると思っています。

民間、いわゆる会社というものの存在の最大の目的は儲けること、当たり前のことですね。

ですので、そこはしっかりと見ておく必要があると警告しておきたいと思います。

現実には、公務員が減らされて仕事の量が増えている中で、現状のみに目をやりますと、こういった格好で民間の力を借りるということも必要になってくる場面はあるかと思いますが、私は、本来は逆をきちんとしていくべきだと、公務員を増やすことで行政の本来の責任を果たし、住民サービスを拡充するべきであると考えております。

この取組全てに警戒心を持つべきだと言うつもりはありませんけれども、この取組を進める中で住民の不利益になるものや住民から歓迎されないようなことにつながらないように、警戒心は持っておいていただきたいと思います。

質問を具体的にする時間がなくなってしまいましたので、また今後、この問題についてはよく

中身についても具体化される事柄についても見ていきたいと思ひますし、議会にもぜひご報告をいただきたいと思ひます。

この取組を進めることでプラスの面は大いに評価いたしますが、住民の個人情報売り渡すことになってしまったり、先ほど申し上げたとおり、住民から歓迎されないことにならないように警戒心を持っていただけるよう求めておきたいと思ひます。

終わります。

○道工晴久議長 中原 晶君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は3時55分から始めたいと思ひます。

(午後 3時50分 休憩)

(午後 3時55分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めます。

まずは、みさき公園についてです。1年前の3月議会では、基本は今年の3月末まで、遅くとも6月末までに公園の施設を解体撤去し更地にしますという取決めでした。

その上で公園の開発と運営をしていく事業者を募集していく。今年の9月頃には開発運営事業者と正式に契約を交わし、新たなみさき公園事業をスタートさせるということをおられました。

現状は、公募してきた事業者が結果としてなく、事業者選定は振出しに戻っております。

住民が見られる情報の中で、ホームページと岬だよりに近況を掲載されているとはいえ、あまりに見づらく、理解しづらく、結果、みさき公園にどのようなことが起こっているのか分かりにくいものとなっております。

まるで、みさき公園事業が全くもって進んでいないということをおつぱらにしたいために隠しているのではないのかと言われても仕方ないのではないのかなと、こう見ております。

今後の事業者選定についてのスケジュールの変更や見直しというのは、午前中の奥野議員の質問で把握することができました。

けれど、一度あったことがもう一度起こらないとは限りません。

様々な状況を想定しておかなくてはならないと思いますけれども、先ほど述べたように、募集要項の見直しを行い、再公募されるとのことですが、これで仮に応募者がなかった場合、どのような計画を町として持っているのか、まずはお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

今回、再公募するに当たっては、公募スケジュールにおいてサウンディング型市場調査に参加した事業所から頂いた主な意見のうち、応募グループの形成や事業提案の検討に時間を要し、町の想定スケジュールが短過ぎるという意見と長引く新型コロナウイルスの影響が主な要因であるとの考えから、これらを考慮した十分な検討期間を設けた再募集の内容としております。

なお、詳細につきましては奥野議員の一般質問において答弁させていただきましたとおりでございます。

このように、再度、本事業の概要や募集要項などを広く周知し、できる限り複数の応募事業者の参加があるよう努力する方針でございます。

こうした取組にかかわらず、応募がない場合は引き続き民間事業者の活力を最大限生かし、良質なサービスの提供と町の財政負担の軽減ができるといった方針は変えずに検討し、みさき公園を都市公園として存続し、みさき公園の自然を活かし、住民の皆様を初め、多くの皆様に親しまれ、にぎわいのある公園とするため努力してまいります。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど答弁されましたけれども、よく今までも聞き慣れたお答えかなとは思いますが。

それ以上言えないのかなというのもよく理解はしているのですが、新たなみさき公園の開設を進めるに当たって、当初は町行政のみで、自分たちで公園を進めていくのだと言っていたと思うんですね。

それが、その矢先に、昨年6月議会のときに、到底、やはりこの事業は町職員だけではなかなか進めることが不可能な事業なのでということで、前言撤回されて、コンサル事業者に事業を委託されておりますね。

それであれば、今、契約中のコンサル事業者はもうすぐ契約が切れると聞いておりますけれども、今後も継続してコンサル事業者と再契約、もしくはまた違うコンサル事業者と契約したりとか、それで、追加でまた新たに莫大な委託料を支払ってコンサル事業者に頼り切るような形で事業を進めるのかどうか、そこの1点、お聞きできますか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私どもは、昨日、再公募の公表をいたしましたところであり、何としてでも今年度中には事業者を決定したいと考えてございます。

今は、今年度中に事業者を見つけることに全力を傾けてまいりたいと思っているところでございますので、ない場合も考えられますけれども、町としては、この再募集の期間中に事業者を決定するために最大限の努力をしていくつもりでございます。

なお、議員のご答弁の中に当初は町が単独で事業を実施するというような発言があったかというように思いますが、町としては民間活力を最大限に活かしたPFI事業として実施するに当たり、その経験豊富なコンサル事業者との技術支援が必要だということは当初から申し上げていたことだと思っております。

それだけ付け加えさせていただきます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1年以上前の話になりますので、その辺り、どのように言われていたのかというのは、もう一度私も調べさせていただきたいと思えます。

ただ、私が聞きたいのは、先ほども午前中からもありました、主体性を持って行う、事業を進めるということなのですよ。

それが、できているのかできていないのかというと、結果だけ見ればできていないのですよね。

そこで、また自分たちで行っていくといったところに、またコンサル事業者にお願いするのかなどうか。何をお願いするのかなどうかも分かりませんが、そこでまた大きなお金が必要になってくるのかなという懸念をしたところで私は質問したところです。

また、過去にどのように言われていたのかということは少し調べさせていただきまして、また言わせていただければと思います。

先に進みます。既に公園事業の国際公園の土地というのを取得して管理していくのと、新たなみさき公園をどうするのかというのをコンサル事業者等に支払って委託するのと、これも苦言になるのですが、この問題を取り組み始めてから今年度末まで計算すると、トータルで5,000万円を費やすことになっております、5,000万円ですよ。

また、まちが土地取得により南海電鉄よりいただいた大きな収入源であった固定資産税というのももうありません。

失った税金や費やした税金、これをトータルで考えて見直してみますと1億円はくだらない額

となっていますね。

莫大な税金を費やす中、今どうなのかということですね。結果が全然見えていないと言わざるを得ません。

それどころか、今後も結果が出なければ、結果が出なければですよ、どんどん町が負担を背負い、ヒト・モノ・カネの循環が滞ったまま、過去はこれ、少ないか多いかは別にして滞っていませんでしたね、年間20万人の人の来場があつて、そこに経済があつたということですね。

これ、滞っています。最終的に、誰が負担を強いられるのか。誰が、これ住民なのですよ。住民が負担を強いられることになるのがこの件です、もし何も決まらずにずっと進むのであれば。

しかし、町長はこのやり方が間違っていないと考えてここまで行ってこられたと思います。

土地の取得以外の方針は、私の感覚で申し上げますと、いろいろ私も提言してきましたけれども、いろいろ二転三転されて繰り返してこられたと思うのですけれども、ここに来ても未だに先が見えない。

住民の中には不安に感じている方もいらっしゃいます。

今日の午前中には都市公園のことを理由に、例えばテーマパークであったり、収益が出る公園にしないというような、できないと考えたと町として明かされました。

私はこの都市公園の縛りが枠から抜けられない、抜けようとしていない町の行政の考え方にもう限界を感じております。

本当に大事なことは、町をより良く発展させるために、みさき公園はどうあるべきなのか、どうすべきなのかということではないのかと私は思います。

そこが全く不明瞭なのですね、住民からすると。

みさき公園を基軸にした町の全体的なランドデザインというのでも聞いたことがまだありません。そして、出てきておりません。一向に見えないんですよ。私を含めて住民も見えていない。そこに目標設定もありませんよね。ということが、私は一番問題だと感じております。

みさき公園問題での住民の信用というのは、残念ですけれど下がっていると思いますね。この責任は重大です。この責任をどう受け止めてどのように回復されるのか、いま一度しっかり考えていただきたいと思います。今日ここで質問はしません。後続くので、先に進みますね。

次の質問です。

今後の町の教育環境についてということで、今年度の岬中学校1年生について、今年度は80名の入学がありまして、2クラスにそれを分けて40人学級の2クラス制となっております。そのため、教室内は非常に密になっております。

コロナ禍が続き、今も大阪府は緊急事態宣言が延長されるような状況下ですが、なぜそのような中で大人数の2クラスに押し込めるような形になったのかということをお聞きしたいと思うのですが、まずは現時点での学級編制の基準はどうなっているのかをお答えいただけますか。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学級編制や1学級の児童生徒数についての基準は義務教育法で定められており、普通学級の児童生徒数を基に学級数が決まります。

義務教育標準法では、小学校1年生は35人以下、その他の学年と中学校は40人以下と定められておりましたが、令和2年度に改正され、令和3年度から小学校2年生は35人とし、令和7年度まで5年かけて小学校2年から6年までは40人から35人に引き下げられることになりました。

中学校につきましては、今後の検討課題とされておりましたが、政府の教育再生実行会議におきまして、公立中学校への導入も検討することを求める提言案がまとめられております。

今年度の岬中学校1年生につきましては、普通学級の生徒総数が80名であり、現在の国の基準では2クラスの学級編制となることから2クラスの学級編制となっているものであります。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 確かに上限は40人と決められていて、今回のクラス編成については法に定められているとおりに言えると思うんですね。

しかし、先ほども述べたとおり、現在はコロナ禍ですよね。教室内が非常に密になれば、万が一の場合ですけれども、クラスターのリスクも何倍も跳ね上がることになっていきますね。

法ではクラスの加減数は定められていませんね。2クラスを3クラスに編成することはできないのでしょうか、お答えいただけますか。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今年度の岬中学校1年生につきましては、国基準の1クラス40人、2クラスで学級編制を行いましたが、当該学校の児童または生徒の実態を考慮して弾力的な学級編制も可能となっております。

現在の中学1年生の状況を勘案し、教室内での三密対策として弾力的な学級編制が必要ではないかと、現在、学校長と協議を行っているところであります。

しかし、年度途中で弾力的な学級編制を行い、クラス数を増やすに当たっては、新たな教職員

の配置やクラス替えなど、幾つかの課題を解決する必要があります。

引き続き弾力的な学級編制が可能かどうか、学校長と協議を進めてまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど答弁いただきまして、協議を進めているということで、ありがたいと思うのですが、一方で、せっかく同じクラスになった子どもたちが、仲よくなった中で、またクラス編成ということになれば、子どもたちの受ける心身のケアというものが必要になってくるかと思えます。

もし、クラス替えになって、3クラスになったのはいいけれども、そこだけ少し心配がありますので、そこももし柔軟に対応していただきたいというのを申し添えておきたいと思えます。

次に、こちらもコロナ禍が影響して急激に国が推進を進めるGIGAスクール構想について伺いしたいと思います。

GIGAスクール構想により、岬町も昨年度からネットワークの環境や一人一台の端末整備については完了していると聞いております。

しかしハードの整備、これら端末や環境整備というのは、ハード整備が終わっただけでは子どもたちのために環境を整えたとは言い難いと思うのですね。

子どもたちがそれを使って学習に励める仕組みづくり、要はソフトの仕組みというのが各自治体レベルで求められていると思えます。

GIGAスクール構想を推進するに当たって、岬町では今後の計画というのはどのように持っているのかお答えをいただけますか。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

令和元年に文部科学省が示したGIGAスクール構想は、一人一台の端末とICT環境の整備を行うことで、子ども一人一人により深い学びが実現できるというものです。

ハード面の整備だけでなく、デジタル教科書や、児童生徒が個別に苦手分野を集中学習できるAI、いわゆる人工知能ドリルといったソフト面と地域指導者養成やICT支援などの外部人材を活用した指導体制の強化も含めた三本柱で対策を推進するものです。

GIGAスクール構想は、当初5か年計画で進める予定でありましたが、新型コロナウイルス感染の拡大により、在宅やオンライン学習に必要な通信環境などの整備が急務であることから、令和2年度に前倒しとなり、令和2年度内に高速大容量の通信ネットワークや一人一台の端末の

整備を終えたところであります。

現在は、オンラインドリル教材を利用した授業を実施し、個別学習や復習に活用しております。

また、今年5月には家庭でのネットワーク接続テストを終え、家庭学習ができるように準備を進めております。

今後、GIGAスクール構想を推進するに当たっては教職員のICT活用をした指導スキルの向上が必要であると考えており、ICT支援員などの外部人材を活用し、教職員の指導スキル向上を図ってまいりたいと考えております。

今年度は実証実験として、デジタル教科書を導入した授業の実施を予定しております。

今後は、ICTを活用した交流授業や合同授業の実施について検討を進めるとともに、端末を持ち帰っての家庭学習の実施についても進めてまいりたいと考えております。

引き続きGIGAスクール構想が目指す子ども一人ひとりに最適化された学びの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今、教育の在り方というのがどんどん変わってきておりますね。特に、このGIGAスクール構想の導入により、自治体の間で教育の独自性というのに違いが出てくるとともに、より良い教育とその環境整備に向ける温度差というのもいずれ市町村の間で今後明確に見えてくると思うのですね。

私は、今後の岬町の教育の在り方として、子どもたちには主体性、先ほども言いました主体性を身につけることに重きを置くべきではないかと考えております。

主体とは、これを調べると、自覚や意思に基づいて行動したり作用をほかに及ぼしたりするもの、物事を構成する上で中心となっているものとの概ねの意味となっていると思います。

これ、先ほども言いましたけれど、みさき公園事業でも同じだと思うんですね。

岬町が主体性を持って行っていくのだと取り組んでいらっしゃるのであれば、やはり、もう結果を出していただきたいと思います。

自分たちで進めるのだと、もちろんコンサルの意見というのも聞くのは必要かもしれませんが、ただ、できることは自分で考えて行っていただきたい。自分たちで考えて、どんな公園にしていくのかという、まず目標設定をしていただきたいと、話はそれまして申し訳ないのですが、思っています。

今までの教育では、いかに知識や技能というのを身につけるかというところに視点が置かれてきたと思います。

これは決められたことというのをしっかりとこなせる知識や技能が当時の社会で求められていたことから、高校や大学の試験でも答えが一つであるものが多かったように思うのですけれども、しかし、今や義務教育を終えて社会に出てから、今、必要とされるのは、まさに主体性ではないのかと私は思っております。

就職の試験や面接、さらには大学や高校の試験までも、既に主体性が必要とされる問題が多くなってきているように思うのですね。

社会や企業、今では行政も超情報化社会の中、知識や技能はインターネットで瞬時に世界とつながることができます。

それよりも、これからは、その知識や技術をどのように考えて使って、どのように社会的課題へ向けてアプローチして解決していくのが求められているように思います。

せつかく子どもたち一人ひとりがインターネットを使って世界とつながれる時代に沿った学習方法を得られたわけです。それを有効活用できるかどうかは、子どもたちがいかに関心が持てるか、また、いかに子どもたちが学びのツール、これを道具として適正に使って主体的に課題、子どもたちにおける学習に取り組む態度を学べる環境をつくれるかが鍵となってくると思います。

国の交付金で一気に進められた事業ですけれども、この先は町の独自の教育行政としてのしっかりとした指針が必要に思います。

それをしっかり町内外に示していただき、岬町の学校で主体性を学べて社会で活躍できる方法や基礎を学べる教育環境が構築できれば、地方創生の視点からも子育て世帯への移住定住施策となるはずですね。

主体性を育める教育環境の整備はこの町の規模だからこそできると私は考えておりますし、私はほかの市町より抜きん出るチャンスだとも捉えております。

以上の提言をしておき、ここで教育についての質問は終わります。

次の質問に移ります。

役場内の組織や体質についてです。

ここ数年、年度末の退職者辞令交付で私が気になることがあります。

例えば、定年退職を迎えた職員だけではなくて、主に若手の職員が早期退職をしていることです。それが、私には年々増えているように感じてなりません。

ここ数年で早期退職した職員は何名いるのでしょうか。

また、人事担当として、その退職理由や原因を把握しているのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

公務員の早期退職に関しましては全国的に増加しており、本町でも例外ではありません。

ここ数年来、早期退職者、特に入庁後数年の退職者が増えております。

まず、過去5年間、平成28年度からの早期退職者の推移についてご説明します。

平成28年度には4名の早期退職者でございました。平成29年度には6名、平成30年度には6名、令和元年度には7名、令和2年度には8名の早期退職者が発生しております。

退職理由としましては、一般的には新たな目標ができたことによる転職など、価値観の変化によるものが多いようです。

本町職員の退職につきましては自己都合によるものとの届出が出されており、退職理由等につきましては、人事担当としましては本人から分かっている場合もありますが、あくまで自己都合との申出でありますので、この場で詳細を申し上げることはできません。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 やはり、年々増えておりますね。

もちろん、退職の理由は一身上の都合によるという表記が基本となっておりますけれども、喜ばしいことでもない限り、その理由は伏せられることが多いですね。

先ほど述べられた理由ですけれども、やはりマイナス要因をここでお話しできないこともよく理解しております。

実際、転職を考えた人は本当に皆さんがやりたいことを見つけての転職だったのでしょうかね。誰もが当初、この岬町役場に就職してきた決意、そして高い志を持って入庁してきたはずですね。転職活動を始めるきっかけとなる動機が誰しも必ずあるはずですよ。

得てして転職は大きく二つの理由に分かれます。

一つ目は、先ほど申しました、やりたいことを見つけての転職。もう一つは、現状に不満が募り行う転職です。

高い志があつたにもかかわらず、半ばで岬町役場を去ることを決めた若手職員たちが、なぜその道を選んだのか。その理由をきちんと理解して、今後の職員育成につなげていかなければ、ますます離職者が増える一方となりますが、今後、若手職員の早期退職を防ぐための方策を何か考えられていますでしょうか、お答えいただけますか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

若手職員の早期退職を防止する方策としまして、職員研修等による個々のスキルアップを図るとともに、職員のモチベーションを図る取組が必要だと考えております。

その取組の一環としまして、今年も「全員研修でまっせ」を実践し、職員全員がマッセOSAKA等が主催する研修へ必ず一つ以上参加してもらい、スキルアップを図り、他の自治体職員との交流を通じて、自身の考え方や仕事の方法などを見直す一助になればと考えております。

そのほか、庁内研修として本日実施されております議会傍聴研修、それから、後日予定しております行政事務基礎研修、防災研修など、令和3年度におきましても引き続き多くの職員に研修参加を推奨してまいります。

また、近隣4町で構成する泉州地域地方自治講習会での管理職研修としまして、管理職向けのコミュニケーション研修やイマドキ世代の育て方研修、多様化する部下との関わり方研修、日常の面談スキル向上研修などを比較検討しておりまして、課内のコミュニケーションのより一層の円滑化を図り、若手職員との良好な関係性の構築を強化する方策としたいと考えております。

それから、新たな試みとしまして、公民連携促進に関するものですが、有能な民間人材の知見や才能、実績を活用し、地方創生の推進を目的とし、本町におきましても5月28日に連携協定を締結し、取組を始めることとしております。

最初の取組としまして、本町のホームページ、広報誌やSNSなど、情報発信力の強化を図るため、広報戦略アドバイザーを登用し、各課の若手職員参加による検討会を8月から10月に行う予定としております。

優良な民間人材と「協働・共創」する、共に働き共に創り上げるということは本町職員にとっても大きなメリットが期待され、風土が異なる民間事業者の人材と共に仕事を行うことで様々な刺激を受け、モチベーションの向上が図られると考えております。

また、仕事の進め方など民間のノウハウを学べ、事業実施や政策立案の幅が広がるなど、職員個々のスキルアップも期待されます。

今後、これらの取組を通じ、職員のスキルアップやモチベーションのアップに努め、早期退職者の抑制を図りたいと考えております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどのご答弁で様々な研修をしていくということですね、これも大事なことと思います。

しかし、今のお答えで、町独自として行っている研修の中では、本当に職員が望む形の研修が行われているかどうかというのはちょっと言い難いのではないかなと私は思うんですね。

入庁当時の基礎研修や管理職への研修を町独自で行っているということですが、実際、辞めていくのは大阪府が行う研修を受けるのみにとどめさせている業務に慣れてきた若手職員ではないかと思うんですね。

そもそも管理職の研修を行い、部下との接し方というのをマニュアル化しようが、新入職員の基礎研修を行って基本的な行政事務や役場のイロハを覚えようが、結局は人と人とのつながりではないのでしょうかね。

業務で悩んでいることや人間関係などでも安心して相談できる信頼関係を構築することのできる組織体制であれば、イマドキ世代の育て方研修とか多様化する部下との関わり方研修などというような、どちらかと言うとマニュアル化された考え方を教えると言いますか、押し付けなくてもいいのではないかと私は思うんですね。

職場で様々な出来事や事由により精神的な傷を負い、心の病に陥って休まれている方も過去からよく見受けられます。

また、休まれてはいませんが、今、SOSを出されている方もいらっしゃると思うんですね。

私はこの問題、2年前にもメンタルヘルスケアについて一般質問をして、改善の提言をしてきましたけれども、残念ながら改善しているようには見受けられません。これも、とても大きな問題だと思うんですね。

現場で起きているメンタルヘルスの問題、町長、これトップとして把握されておりますでしょうか。また、このゆゆしき事態をどうお考えか、お聞きできたらと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

質問は現場で起きるメンタルヘルスについて、つまり心の病、心の健康と言ったほうがいいのか。そのことについて、町長はどのように把握しているのかということだと思います。

職員の心の健康の問題に関する質問に関しては、個人情報という立場から、この場では詳細なお答えはできませんけれども、心身の不調に関する職員の状況に関しましては、人事担当から逐次報告を受けております。

そういったことで、中身についてはできるだけ把握をしておるつもりであります。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今、職場環境がよくないのではないかというようなことを、役場の雰囲気を感じて住民の皆さんも心配されているんですね。疲弊しているのではないかということですね。

部下のSOSに気付いて、目をそらさずに応えようとしている、それこそここにいらっしゃる部課長の皆さんがいるということも私は聞いておりますし、そう信じております。

しかし、現実には心の病で休まれている方、そして早期退職者が増加しているという現実がありますね。

こうなれば、組織の長で人事の最終決定者であり最終の責任者である町長が問題解決に動くべきではないのかなと私は思います。

組織はトップがどう動くかによって大きく変わると考えています。

そこで、町長にもう一度お伺いしたいのですが、どのような対応を今現在されていたり、今後されるおつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、人事に関する問題ですので個人個人の人権にもふれるかなと思いますので、できるだけ答弁については気を使っておるわけですが、町長だったらどういった対応をするのかと、こういう質問にあえて答弁させていただきますけれども、松尾議員も社会人として会社勤めをされてきた経験もあろうかと思えます。

そんな中で、職場環境もいろいろと問題もあるだろうし、また家庭的にも問題がある、個人的に、体の健康上の悩みもある、そういう人それぞれいろいろな悩みを持って現実社会での生活をおられると思うんですね。

そんな中で、役所に勤務されて役所の環境が合わなかったり、また人間関係が合わなかったり、また家庭的な事情もあったり、人それぞれいろいろな問題を抱えて、最終的には退職をされていくというのが本来の姿であろうと私は思っております。

しかし、そんな中で、この方については町長、話を聞いてくれないかという話があったら、それはきちんと私は本人と面接をしながらいろいろな事情を聞いたりしております。

そんな中で、これはやむを得ないなということについてはあえて引き止めもしませんし、もう少し頑張ったら早期退職しなくても済むだろうというときには、もう少し頑張ってみないかとか、いろいろな声掛けはしっかりとやっております。

それも、また人事担当が心のケアの問題のある退職予定の方があるとしたら、家庭に訪問したり、いろいろなことで精一杯の努力をしながら早期退職にならないようにしてきた経過を私は見ているし、聞いていますので、これ以上この問題に触れることは私はいかがかなと思いますので、自己都合ということで早期退職される方であろうと理解しております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長のお考えは理解しました。

これは、もちろん個々の問題というところもあるかと思うのですけれども、ただ、これが増えてきているということなんですよね。

私はこの問題について、組織の雰囲気であったりとか、あと体制であったりとかのところを目を向けて今話をしております。

もちろん、個々の問題というのはあるかと思うのですけれども、どこかに改善点があるならば改善できたらいいなと、それをやって改善したらいいなというところで私は今日は質問をさせていただいております。

続きます。これ、一人にかかる仕事や責任の負担が大きくなり、苦しんでいる方も少なくないように見受けられます。

坂原議員が同様の質問をされていたかと思うのですけれども、私も違う視点でお聞きしたいと思うのですが、仕事量と責任というのが今、負担傾向にあると。そこで苦しんでいる方もいらっしゃる。

また、その逆で苦しんでいる方というのもいるかもしれないですね。

それは、各部課の人員定数や人事評価の根拠、原因というより根拠ですね。が、不明なための不公平感という問題もあるのではないかと。問題というより、そういう課題があるのではないかと私は考えて今日は質問させていただいています。

不公平感は職員のモチベーションを下げ、職場の雰囲気を悪化させ、そして生産能力を結果的に低下させますね。

人事評価の制度や各部課の人員定数の根拠というのはしっかりありますか、これも町長お答えできますか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

人事評価につきましては、給与、昇給の反映など、また人事担当で組合協議を続けておりまして、人事評価の実際のお給料や昇給の反映には至っておりません。

それから、定員管理計画につきましては、今般、国会で審議されております国家公務員法改正法案での公務員の定年延長の考え方を踏まえた新たな定員管理計画の作成が必要だと考えております。

また、研修による職員個々のスキルアップ、管理職の適正な業務マネジメント、応援体制の指

示など、各職場の業務遂行に違いが生じないよう、また不公平感を感じさせることがないよう努力している次第でございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そうしましたら、今のところ根拠がないということによろしいですか。

分かりました。

各部課の事務量、これ、これから私の話の中での問題解決の方法としての提案を私はしたいと思います。

各部課の事務量について、繁忙期、閑散期が年間の月ごとに分かるような表というのを作ったらどうかと思うんですね。

いわば、事務量の年間の見える化を実施すれば、各部課の適正な人員配置計画ができるように思います。

この考え方として、繁忙期に入った部署への応援を、過去にその部署で仕事の経験のある、比較的閑散期の部下に、今、所属の職員で補い合い、部の縦割りを超えて一時的にも応援できる仕組みをつくれれば、少ない人員の中で最大の効果を上げられるように思うのです。

また、何らかの理由で職員が予期せぬ長期休暇や退職で人手不足が生じたときにも、事前にセーフティネットの構築が可能なので緊急時に対応できるはずですね。

そして、事務量の見える化を全職員が共有して助け合い人事というのが進められれば、おのずと離反が少なくなるし、部の縦割りを超えた提案をしたりとか、それを受け入れる土壌ができたとか、ワンチームへ向かいやすいのではないかと私は思います。

不公平感のない各部課の適正な評価制度の構築と併せて実施すれば、職員のモチベーションの維持につながり、結果として生産性も格段に向上すると思いますけれども、事務量の見える化、年間の見える化を実施しませんか。

これ、言葉では分かりにくいと思いますけれども、表がありますよね。その横の軸は1月から12月の月、そして縦の部分は部課で1月から12月までどこが忙しいのかというのを分かりやすくする表なんですね。

それをもっと細かくすれば、ある程度マネジメントできるのではないかとというような提案ですけれども、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

各部が抱える諸問題については、町行政トップの町長と共有し、また解決策を一緒に考えてい

くことを目的に年間2回の懸案事項ヒアリングや毎月行われる部長会議等におきまして、執行体制の状況を把握しております。

また、令和元年、令和2年度においては部をまたいだ人事応援を行うなど柔軟な対応を行ってきたところでございます。

令和2年度には新型コロナウイルスワクチン接種を目的とし、組織を横断的に活用するためプロジェクトチームを設置するなど、臨機応変に全庁的に助け合える職場対応を行っているところでございます。

それから、先ほどの答弁で事務量の把握を全くしていないような答弁をしてしまったのですが、毎月、超過勤務の実態調査ということで、時間外勤務をどれだけ行ったのか、それからどれだけ年次有給休暇、特別休暇を取れたのかということで、勤務の実態調査を行って業務量の把握に努めております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 されるかされないかは明言がなかったので、それ以上突っ込みません。

ただ、この問題は本質を突いて解決策を考えてそれに着手するというをしないと、今後どんどん増えていきます。

現実、これ過去からずっと辞めていく人もいますよね。いずれか、何らかの対策を練らないといけないと思います。これだけは言っておきたいなと思います。

仕事場で過ごす時間というのは、人生において2割から3割と言われております。お互い気持ちのよい関係を構築するというのが仕事をする上で何よりも大事ですね。

職場においては上下関係かもしれませんが、根本としては、人と人なのです。人と人は対等であり、正しく認識することができれば快い関係性を構築することができると思います。

職員のために組織改革することが、ひいては住民サービスの向上につながり、住民満足、そして町の発展へとつながるはずで。

風通しをよくすることや、何かあったときにきちんと聞いてくれて対応してくれるという安心感が持てる職場環境を築いていくことが急務です。

職場環境の問題に対し、私からは以上の提言をさせていただきこの質問を終わります。

最後の質問です。コロナ対策とワクチン接種についてです。

町内で医療、介護、福祉に従事されている全ての方々、またワクチン接種やコロナ対応に従事されている行政の皆様におかれましては、ご対応について大変な苦勞をされていることとお察し

しております。

そんな中で、住民のために対応されていることにこの場をお借りしまして敬意を表すとともに、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私の聞きたいことは既に中原議員が聞かれていますので、数点のみお伺いしたいと思います。

今、マスコミが報道しているように、自治体の首長が率先してワクチンを接種していたことが世間に後で露呈して一時、騒然となりましたけれども、この問題を一自治体の長としてどう思われるか、町長お聞かせいただけますか。

○道工晴久議長 松尾議員、当議会は事前通告制を敷いておりますので、町長とのすり合わせはできているのですか。

○松尾 匡議員 もう言っていますよ。部長に伝えましたよ。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君、答弁をお願いします。

○松尾 匡議員 答えられないのですか町長。この件について。

○田代町長 担当が答えるもの、そういうものだ。

○松尾 匡議員 わかりました。答えられないということですね。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

市町村長等が住民の方より優先して接種することについては、その自治体の判断によって、また、その理由もあって実施されていることなので、特に意見などはございません。

ただ、なぜ住民の方より優先して接種するのかという、その理由については住民の方の理解を得る必要があると思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そうしたら、今報道されている件ですけれども、町長はワクチンを打たれましたか。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

私は65歳以上の方が全て終わった時点でワクチン接種を受ける予定で、予約は既に終わっております。

そして、私の後にどなたかいらっしゃれば、その方を先に優先していただくように考えております。

町のトップとしては、住民の方がきっちりとワクチン接種を受けていただき、トップは最後に接種すべきであるというのが私の考えです。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町政を担っている方として、ワクチン接種をいつするのか明確に住民へ知らせることで、例えば、トップがコロナにかかって町政がストップするというような不安に駆られることも抑えられるということもありますね。

トップだからこそ適切な接種とその情報の開示により住民へのワクチン接種の促進につながるし、住民の安心にもつながることになります。

これは、コロナ対策に携わっている町行政全体の方針として、コロナ対策の方針を住民へしっかりとメッセージとして伝えたほうがよいと私は思っています、私はです。

さて、65歳以上の方でワクチンを打たれた方々より病院での対応を聞いております。

各病院でワクチン接種の対応にかなりのばらつきがあると聞いております。

例えば、待ち時間やそのときの対応など、様々なことが各病院でまちまちであったように聞いているんですね。

ワクチン接種会場になる医療機関などの対応基準はあるのでしょうか。お聞きできますか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

市町村が実施主体となって、まず65歳以上の高齢者の方のワクチン接種を5月10日から、主に個別接種を中心に、また与田病院さんにおきましては集団接種も併せて実施していただいております。

65歳以上の高齢者で希望される方が7月末までに2回接種できるよう、個別接種する医療機関につきましては最大限努力していただき、接種回数も増やしていただくなど、町としては助かっておりますし、また感謝しております。

特に、個別接種につきましては医療機関にお願いをしまして、医療機関の状況に応じて対応していただいているものと思います。接種に当たっては医療機関でもありますので、十二分に感染症対策を講じていらっしゃると思いますし、健康観察時においても工夫されているものと考えていますので、もし困っていることがあるようであれば、また確認をさせていただきたいと思っています。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 岬町の医療機関については、通常の患者さんも診察している中、ワクチン接種にご協力をいただき、本当に一住民としても大変感謝しているところであります。

医療従事者の皆さんや今後ワクチンを打たれる人、もともとの医療機関の患者さんなど、全て

の方々が安心して安全にワクチン接種を行えるよう、町行政が医療機関に対してヒアリング等、適切な対応基準などを整備していくということが重要ではないのかなと私は思います。

今後もコロナ禍が続くと予想されます。引き続き、コロナ禍に対応される行政職員の皆様におかれましては大変な苦勞をおかけすることになると思いますが、住民の安心・安全を守るため、どうか引き続きご対応をよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○道工晴久議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会をさせていただきます。

次の会議は、明日6月2日午前10時から会議を開きますのでご参集お願いいたします。ご苦勞様でございました。

(午後 4時55分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年6月1日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 谷 崎 整 史

議 員 奥 野 学